

第3回 ケアリーバーの支援のあり方検討委員会

参考資料

1-1. インタビューの内容

① アンケート回答者の中からインタビュー対象者を選定し、**出身施設の職員等**が訪問等によりインタビューを行う。

概要

対象者	アンケート回答者の中からインタビューの了承の得られた者(児童養護施設6名、里親1名)
調査方法	児童養護施設は出身施設の職員等が、里親はこども家庭センター、児童課職員が訪問等により実施
調査時期	9月下旬～11月中

対象者

18歳でお金を待たずに施設を出た者、転職回数が多く、ストレスを含め、複数の困難を抱えた者、退学した者で、必要なサポートを回答した者、相談できる人がいない、相談したい人がいない者、金銭手続き・食料など必要なサポートを複数あげた者

質問項目

基本事項	年齢、性別、退所年月、在所期間、居住地、職業
退所前	① 自立に向けた準備は、いつごろから、誰と相談して、どのように進めましたか
	② 進路を決めるときや退所する前に、不安だったことや困難を感じていたことはありますか
	③ 退所前にどのような支援が役立ちましたか。また、どのようなサポートがあればよかったですか
退所直後	④ 退所後しばらくの間、困ったことや大変だったことは何ですか
	⑤ 退所後しばらくの間、どのような支援が役立ちましたか
	⑥ 退所直後からしばらくの間は、どのようなサポートやサービスがあるといいと思いますか
現在	⑦ 現在の暮らしの中で、困っていることや心配なことはありますか
	⑧ どのようなサポートがあればいいと思いますか。利用したいサポートやサービスはありますか
その他	⑨ いま目標としていることやがんばっていること、希望や夢があれば教えてください

1-2. アンケートの結果概要

- ① 対象者**302人**のうち送付**230人**、回答**165人**、回答率は**54.6%**（送付した者の回答率**71.7%**）となった。
- ② 速報版として集計したものであり、委員会での意見も踏まえ、クロス集計などさらなる分析を行う。

基本事項

- ✓ 年齢は22歳以上が33%で一番多く、性別は**男女ほぼ同数**となっている。
- ✓ 入所期間は**5～10年**が**29%**、15～20年が24%の順で多いが、**3年未満**も**12%**。
- ✓ 18歳で**70%**が退所しており、22歳以上は**5%**となっている。

住まい

- ✓ 兵庫県から**29%**が**県外**に転出している。
- ✓ アパート・マンションが**59%**で、次いで会社や学校の寮が**21%**となっている。

健康

- ✓ 治療の必要がある者18%のうち、**20%**が**通院していない**。
- ✓ 通院していない理由として**83%**が**治療費に不安**があることが理由。
- ✓ 支払いは**93%**が**保険証**で、自費での支払いは2%、医療券は1%。

お金

- ✓ 50～100万円28%、100～150万円20%の順に多いが、**10万円未満**も**7%**。
- ✓ 退所後のお金の管理を**51%**が**大変**だと回答。

進路

- ✓ 退所後の進路は、**就職**が**52%**、**進学**が**39%**。

就職

- ✓ 自分に向いている仕事**がわかっていなかった**は**40%**。
- ✓ どのような仕事があるか**知らなかった**は**35%**。
- ✓ 就職活動をするための金銭的支援は**足りていた**が**69%**。

就職

- ✓ 継続就労は62%、**転職**が**27%**。正規雇用66%、パート・アルバイト**20%**。
- ✓ 働いた箇所数は2か所が27%で一番多いが、**5か所以上**も**15%**。
- ✓ 転職・退職した理由は、生活リズムが整わなかったと思う49%、仕事の量や内容が合わなかったと思う**64%**、待遇面を不満に思う39%、人間関係がよくなかったと思う23%、仕事上のストレスがあったと思う**79%**。
- ✓ 仕事をするうえでの困難は、生活リズムが整わなかったと思う40%、仕事の量や内容が合わなかったと思う**27%**、待遇面を不満に思う38%、人間関係がよくなかったと思う55%、仕事上のストレスがあったと思う**47%**。

進学

- ✓ どんな学校や学部が自分に向いているかを考えられていたは**80%**。
- ✓ 4年制大学が**44%**、専門学校36%、短期大学が16%。
- ✓ 退学は**9%**。理由は、授業のレベルが合わない、学習の意欲・目的の低下が50%。
- ✓ 必要なサポートは定期的なアドバイスが一番多いが回答は2名。
- ✓ 卒業・退学後は、就職が97%。正規雇用75%、**パート・アルバイト**14%。

相談

- ✓ 施設以外の**友人や知人**55%、**施設の職員**47%、施設等での友人、家族29%。
- ✓ 直接会うのは、1年に1回30%、2～3か月に1回21%、**1回もない**16%。
- ✓ 連絡は、2～3か月、半年に1回が24%、**1回もない**9%。
- ✓ 頻度は、ちょうどよいが49%だが、**少ない**も**31%**。

サポート

- ✓ 多い順に**行政の手続きや契約**が**44%**、お金の相談、生活に必要な情報が38%、**施設等からの連絡**34%。**食事や食料の支援**も**33%**と多い。

2-1. 県の他の委員会の報告書の構成例

兵庫県ケアラー・ヤングケアラー支援推進方策(33ページ)	兵庫県ひきこもり対策検討委員会報告書(24ページ)
第1 はじめに	I 現状と課題 1 兵庫県内のひきこもりについて 2 ひきこもり支援の現状 3 ひきこもり実態調査結果（民生委員・児童委員） 4 県内のひきこもり支援にかかる課題 II 県の役割（提言） 1 潜在的ひきこもりに気づき支援につなげるために必要な施策 2 個々の状況に応じた課題解決への支援に必要な施策 III 今後検討すべき課題など IV 検討の経緯、委員名簿
第2 国などの動き	
第3 ケアラー・ヤングケアラーの実態に係る福祉機関調査	
第4 ケアラー・ヤングケアラー支援に関する現状・課題	
第5 推進方策において対象とするケアラー・ヤングケアラーについて	
第6 ケアラー・ヤングケアラー支援推進方策	
1 早期発見、把握 2 相談支援、福祉サービスへのつなぎ 3 人材養成・普及啓発 4 県・市町の役割分担、連携	
第7 おわりに	
(参考) 検討委員会設置要綱、検討経過	

2-2. 社会的養育推進計画における自立支援

- ① 平成28年の改正児童福祉法を具現化する「新しい社会的養育ビジョン」を踏まえて策定した**県社会的養育推進計画**（令和2年3月策定）において示した、「社会的養護自立支援の推進に向けた取組」の**取組状況を整理**した。
- ② 情報提供の仕組みの構築や**交流の場の整備、自立支援担当職員の配置拡大**などに引き続き取り組む必要がある。

計画策定時の課題	計画で示した取組	取組状況と課題等
<p>①自立に向けた準備への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ○自立前から自立後の実情に沿ったイメージを持ち、スムーズに自立できる支援の仕組みが必要。 ○自立に向けた有益な情報をワンストップで得られる仕組みがない。 	<p>①自立に向けた準備への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ○先輩の体験談を聞いたり交流できる場の設置など、自立についてイメージを持つことができる支援を検討。 ○奨学金等の児童の自立に向けた有益な情報を集約し、ワンストップで発信・相談できる仕組みを検討。 	<ul style="list-style-type: none"> ○就職支援セミナーにおいて先輩体験談を実施。継続的な実施と、より多様なモデルと出会う機会が必要。 ●県HPに県の支援策は掲載しているが、奨学金等を含めた情報提供の仕組みが構築できていない。
<p>②退所後の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ○退所後の相談場所の設置が必要。 ○世間の動向が目まぐるしく変化する状況の中で自立支援を適切に行うための実態調査の実施が必要。 	<p>②退所後の相談場所</p> <ul style="list-style-type: none"> ○自立した児童の情報共有や拠り所となる交流の場を設け、悩みを共有し支え合える仕組みを検討。 ○ソーシャルワーク的な相談を受け付けることができる仕組みを検討。 <p>③退所後の実態把握及び交流の仕組みづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ○退所児童に対して定期的にアンケート等の実態調査の実施。 ○SNS等により、つながりを継続できる仕組みを検討。 <p>④自立支援担当職員の施設への配置</p> <ul style="list-style-type: none"> ○進学・就職等の自立支援や退職後のアフターケアを担う職員の配置を検討。 	<ul style="list-style-type: none"> ●各種セミナーには、退所児童へも参加を呼びかけているが、交流の場の設置までには至っていない。 ○生活相談支援担当職員を配置。社会資源の開拓、支援機関とのつながりづくりができていない。 ○今年度実態把握調査を実施しているが、来年度以降の継続的な調査の仕組みの検討が必要。 ●各施設等が個別に対応しており、全県的なSNS等でのつながりの仕組みづくりまでは構築できていない。 ○20施設中10施設に配置。全施設への配置ができていない。

3-0-0. 様々な自立の定義

広辞苑

他の援助や支配を受けず、自分の力で判断したり身を立てたりすること。ひとりだち。

現代福祉学レキシコン第2版

自己以外のものの助力なしに、または他人からの支配を受けずに自己の意志によって決定し、行動すること。

アメリカ自立生活調査研究所(1978年)

日常生活における自己選択、自己決定、自己管理、そして自己実現の行為と過程。

児童自立支援ハンドブック(1998年)

自立支援とは、児童が社会人として自立して生活していくための総合的な生活力を育てることであり、基本的な生活習慣の習得や職業指導だけを意味するものではない。自立とは孤立ではなく、必要な場合に他者や社会に援助を求めることは自立の不可欠な要素であるから、依存を排除しているものでもない。むしろ発達期における十分な依存体験によって育まれた他者と自己への基本的な信頼感は、社会に向かって巣立っていくための基盤となるものである。

里親及びファミリーホーム養育指針(2012年)

誰にも頼らないで生きていくことではなく、適宜他者の力を借りながら他者と関係を結びながら自分なりに生きていくことである。

高校生のライフプランニング(文部科学省)

「生活的自立」身の回りのことを自分で行う。「経済的自立」収入を得てそれを自己管理する。「精神的自立」日常にある問題に対して自分で判断し意思決定する。「社会的自立」社会の一員として責任ある行動をとり、人との関わりの中で合意形成する。「性的自立」自分の性だけでなく他者の性を尊重した、責任ある行動をとる。

生活保護における自立(厚生労働省)

「経済的自立」就労による経済的自立等。「日常生活自立」身体や精神の健康を回復・維持し、自分で自分の健康・生活管理を行うなど日常生活において自立した生活を送ること。「社会生活自立」社会的なつながりを回復・維持し、地域社会の一員として充実した生活を送ること。

学識者等

【大嶋恭二氏】

就労自立を中心に、(中略)日常生活の自立、精神の自立があってはじめて全体的として、社会的自立が構成される。

【草間吉夫氏】

児童の自立とは、精神的な自立・経済的な自立・日常的な自立を確立しながら、社会的自立を高め自己実現していく過程と状態をいう。

【竹中哲夫氏】

(1)自立の多義性と「人間的自立」、(2)自立はプロセス、(3)自立と依存・援助の一体性、(4)自立は揺れ動く(自立の不安定性)、(5)自立の社会規定性、(6)自立援助の社会的責任性

【都築学氏】

自立とは自分で立つことだが、自分ひとりで立つことではない。誰かに支えられ、助けられながら立つ。多様な人々が集まって、互いに補い合って活動する。

【早川悟司氏】

「自立」の前提として、子どもの「居場所」と「生き場所」を確保する。どんな時にも子どもの存在を否定せず、より適切な表現を共に探る。子どもの可能性と展望を見出し、子ども自身との間や支援者間で共有と具体化を目指すこうした一連のはたらきかけを、日々の生活に一喜一憂しながら決してあきらめずに積み重ねていく。

【村井美紀氏】

「自立」するとは、「自分でやろうとする意欲＝主体性」を持つこと。

【望月彰氏】

第一に、身辺自立、第二に、社会的自立、第三に、精神的自立の問題としてとらえる必要がある。

【山縣文治氏】

社会的養護における「自立」は、「自律」と同時に、「而立」でなければならない。

『自律』自分の行為を主体的に規制すること。

『而立』「論語一為政」「三十にして立つ」という孔子のことばから。

【渡井さゆり氏】

当事者が周囲との調和を取りながら、生活し、自己実現していく手段・過程・状態である。自立には「経済的自立」「社会的自立」「精神的自立」など、さまざまな側面がある。それらのバランスが整いながら高まっている状態が「自立度が高い」と言える。

3-0-1. 児童養護施設運営指針

児童福祉法制定50周年にあたる1997(平成9)年に児童養護施設の新たな役割として、退所児童の自立支援が明記された。

四十一条 児童養護施設は、保護者のない児童(略)、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護し、あわせて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行うことを目的とする施設とする。

退所した者への支援

児童養護施設は、退所した者に対する相談その他の自立のための援助も目的としていることから、その施設を退所した者は支援の対象となる。家庭復帰にしても進学・就職にしても、退所後の生活環境は施設と比べて安定したものではなく、自立のための援助を適切に行うためにも、退所した者の生活状況について把握しておく必要がある。

継続性とアフターケア

①措置変更又は受入れに当たり、継続性に配慮した対応を行う。

- ・子どもの特性を理解するための情報の共有化やケース会議を実施し、切れ目のない養育・支援に努める。
- ・措置変更に当たり、引き継ぎを行う施設、里親等と丁寧な連携を行う。そのために日頃より、それぞれの施設や里親の役割を十分に理解し、連絡協議会や合同研修会の開催など相互に連携に努める。
- ・継続的な支援を行うための育ちの記録を作成する。
- ・前任の養育者や施設の担当者から後任の者へ適切に引き継ぐ。
- ・里親、児童自立支援施設などへの措置変更されたケースについて、再び児童養護施設での養育が必要と判断された場合、入所していた施設は再措置に対応する。
- ・18歳に達する前に施設を退所し自立した子どもについては、まだ高い養護性を有したままであることを踏まえ、必要に応じて再入所の措置に対応する。

②家庭引取りに当たって、子どもが家庭で安定した生活を送ることができるよう家庭復帰後の支援を行う。

- ・退所に当たって、ケース会議を開催し、子ども本人や保護者の意向を踏まえて、児童相談所や関係機関等と協議の上、適切な退所時期や退所後の生活を検討する。
- ・子どもが退所する地域の市町村や関係機関と連携し、退所後の生活の支援体制の構築に努める。
- ・退所後も施設として子どもと保護者が相談できる窓口を設置し、子どもと保護者に伝える。
- ・子どもや家庭の状況の把握に努め、退所後の記録を整備する。

③できる限り公平な社会へのスタートが切れるように、措置継続や措置延長を積極的に利用して継続して支援する。

- ・子どもの最善の利益や発達状況をかんがみて、高校進学が困難な子どもや高校中退の子どもへの措置継続や、18歳から20歳までの措置延長を利用して自立支援を行う。

④子どもが安定した社会生活を送ることができるよう退所後の支援を積極的に行う。

- ・アフターケアは施設の業務であり、退所後も施設に相談できることを伝える。
- ・退所者の状況を把握し、退所後の記録を整備する。
- ・必要に応じて、児童相談所、市町村の担当課、地域の関係機関、自立援助ホームやアフターケア事業を行う団体等と積極的な連携を図りながら支援を行う。
- ・施設退所者が集まれるような機会を設けたり、退所者グループの活動を支援し、参加を促す。

3-0-2. 里親及びファミリーホーム養育指針

自立して生活できる力を育む

- ・自立とは、誰にも頼らないで生きていくことではなく、適宜他者の力を借りながら他者と関係を結びながら自分なりに生きていくことである。そのことを子どもが認識できるよう、まずは日常生活の中での安心感・安全感に裏付けられた信頼感を育むことが重要である。
- ・子どもには、あるがままの自分を受け入れてもらえるという依存の体験が必要である。日々自然にくり広げられ、くり返される家庭の中での日常生活のなかで、子どもの可能性を信じつつ寄り添うおとなの存在と歩みが、子どもにとって将来のモデルになる。
- ・子どもが生活を通して体験したこと、学習したことは、意識的、無意識的な記憶となり、生活の実体験が子どもに根づき、再現していくこととなる。
- ・困難な出来事があった際にどのように乗り越えていくかなどは、すべて子どもにとって重要な暮らしの体験であり、困ったとき、トラブルがあったときにはとくに他者に協力を求めるという姿勢が持てるよう、ともに生活する中でそうした体験を子どもに提供する。

帰ることができる家

- ・措置解除後においても、養育者と過ごした時間の長短にかかわらず、子どもが成人した時、結婚する時、辛い時、困った時、どんな時でも立ち寄れる実家のような場になり、里親家庭やファミリーホームがつながりを持ち続けられることが望ましい。
- ・養育の継続が難しくなり、委託の解除となった場合でも、成長過程の一時期に特定の養育者との関係と家庭生活の体験を得たことは、子どもにとって意味を持つ原体験となるので、いつでも訪ねて来られるよう門戸を開けて待つことも大切である。

委託の解除、解除後の交流

- ・円滑に委託解除できるよう、子どもの意向を尊重するとともに、児童相談所の里親担当者と子ども担当者を交え、十分に話し合う。
- ・進路決定後も可能な限り相談に応じ、つまずきや失敗など何らかの問題が生じた場合にも支援を心がける。
- ・進学や就職したあと、また成人したあとも、実家のようにいつでも訪問でき、また、相談に応じられるような交流を継続する。

3-1-0. 入所中の支援の取組状況と課題等

- ① 学習塾代等への支援など学習環境を整える取組の実施、令和4年度から自立に向けた各種セミナーも開催。
- ② 将来の選択肢を広げるための、小さな頃からの学びの機会や多様な将来モデルとなる人と交流する機会が必要。

[]はアンケート結果、後輩へのメッセージから記載

	取組状況(R4実績)	課題等
学 習	<p>1 措置費による教育費への支援 国の基準(上限あり)に基づき、学用品費や学習塾代等を支援</p> <p>2 高校生のクラブ活動費や学習塾代を支援(ふるさと寄附) 38人(クラブ活動費、遠征費、学習塾代(措置費超過分)等)</p> <p>3 学習支援補助ボランティアを派遣(県独自) 3施設・指導日数延べ487日</p> <p>4 認知機能向上に向けた職員研修・教材購入支援(R5新)(県独自) 研修:施設職員向けの研修を実施 補助:トレーニングに必要な教材費、講師派遣経費等を補助</p>	<p>1 個々に応じた支援を行うには国の基準を超過する部分については県独自(ふるさと寄附)の上乗せが必要。 [人生の幅を広げるためにも勉強はしておくべき。]</p> <p>2 小学生の学習塾代や習い事代は措置費の対象外。将来の選択肢を広げるためにも、小さなころからの学びの機会が必要。 [大学退学の理由は授業のレベルがあわないが多い。]</p> <p>3 一部の施設の利用にとどまっていることから、要因を分析し、必要な対応・改善を行うことが必要。</p> <p>4 初年度の実施状況を踏まえて、発達に課題を抱える児童への支援について、効果の検証が必要。</p>
進 路	<p>1 就労支援セミナーの開催(R4新・ふるさと寄附) 先輩体験談:施設職員との対話形式でエピソードを聞く(先輩4人) 就職サロン:グループに分かれて仕事の魅力等を聞く(企業4社) 職場見学:就職サロン参加企業に長期休みに見学(企業4社)</p>	<p>1 様々な企業や仕事を知るために協力企業を増やす取組が必要。 [自分に向いている仕事が見つかっていなかったと40%が回答。]</p> <p>2 大学進学率が低く※、大学進学モデルを知る機会が少ない。小さなことから様々な選択肢を知る機会が必要。 ※県内令和4年3月全高校卒業生の大学等進学率63%、施設17% [就職と進学の違いを教えてあげて欲しい。進学しとけば良かったと後悔する時が来る。]</p>
金 銭 管 理	<p>1 自立支援セミナーの開催(R4新・ふるさと寄附) 金銭教育(高校生以上・退所児童) 一人暮らしシミュレーション</p>	<p>1 退所後お金の管理に課題を抱える者が多いことから、小さい頃からお金のことを学ぶ機会が必要。 [退所後のお金の管理を51%が大変だと回答。]</p>

3-1-1①. 措置費等による教育及び自立支援の経費

	小学校	中学校	高校
入 学 費	64,300円	81,000円	86,300円
学 用 品	2,210円/月	4,380円/月	公立:23,330円/月 私立:34,540円/月
教 材 代	実費	実費	
通 学 費	実費	実費	実費
学 習 塾 費	× 認知機能向上支援(県単)[1,345千円]	実費	20,000円/月 (高3+5,000円)
個 別 学 習 費	×	25,000円/月 学習支援補助ボランティアの派遣(県単)[523千円]	25,000円/月
資 格 取 得 費	×	×	57,620円/年(高3)
部 活 動 費	×	実費	× 部活動費を支援(ふるさと寄附)[3,000千円]
学 校 給 食 費	実費	実費	× (施設が弁当を持たせる等で対応)
見 学 旅 行 費	22,690円/年	60,910円/年	111,290円/年
就 職、進 学 支 度 費	—	—	82,760円/1回 (親の援助なし+198,540円) 計281,300円 大学受験料等を支援(県単)[2,000千円] パソコン購入費等を支援(県単)[5,000千円]

学習塾費や習い事代
への支援なし

既卒者の予備校代
への支援なし

※ 基本的には、国の措置費(国1/2,県1/2(交付税措置あり))により支弁されている。

高校の入学費や学習塾費等の措置費超過分も支援
(ふるさと寄附)[3,000千円(再掲)]

3-1-1②. 学習塾、習い事の状況

① 現行の措置費制度では、中高の学習塾代等は支援の対象となっているが、**小学校の学習塾、習い事代は対象外**となっている。県児童養護連絡協議会からは、進路選択の幅を広げるためにも、支援制度の創設の提言がなされている。

施設での取組状況

※施設へのアンケート調査結果から

学 習 施設職員によるプリント学習や学習ボランティア、一部で学習塾も利用しているが、特別な取組はしていないところも半数近い
習 い 事 野球やサッカーなどの地域のスポーツクラブに通うものが多い。ピアノや絵画などもあるが数は少ない。

学習塾、習い事実施にあたっての課題

※施設へのアンケート調査結果から

費 用 **小学生の学習塾が措置費対象外**なので施設の持ち出しになっている。小学生の習い事の用具やユニフォーム代が高い。など
職 員 配 置 **送迎や引率を行う職員の確保が難しい**。施設側の体制が手薄になる。イベントの準備、保護者とのやりとりの時間が必要。など
そ の 他 **近隣に習い事先がない**。家庭教師の数が少ない。すべての児童の希望にこたえられない。保護者、本人の希望がない。 など

(参考)学年別学校外活動費支出状況

※令和3年度子供の学習費調査

(単位: %、千円)

	1年生		2年生		3年生		4年生		5年生		6年生	
	支出率	支出者平均額	支出率	支出者平均額	支出率	支出者平均額	支出率	支出者平均額	支出率	支出者平均額	支出率	支出者平均額
学校外活動費	98.6	216	98.2	206	97.8	235	98.2	250	97.9	293	96.4	316
補助学習費	93.6	87	86.0	78	88.2	100	86.4	135	87.7	190	84.4	234
家庭内学習費	86.5	37	67.9	17	66.2	17	66.1	16	66.1	17	57.8	18
通信教育・家庭教師費	45.9	39	44.7	48	44.6	50	39.4	58	39.1	70	38.1	72
学習塾費	26.9	116	30.2	111	36.5	148	40.0	204	47.5	265	51.4	302
その他	10.4	4	12.1	9	14.1	6	15.0	8	19.3	12	23.6	18
その他の学校外活動費	93.0	141	93.7	144	93.1	152	93.8	137	94.2	127	90.3	118
体験活動・地域活動	28.7	15	24.5	15	23.9	21	22.6	14	25.7	11	17.9	15
芸術文化活動	39.6	87	40.6	86	39.4	90	38.0	74	39.3	75	35.6	83
スポーツ・レクリエーション活動	69.1	81	70.7	84	73.7	86	67.7	89	66.9	82	60.6	79
国際交流体験活動	1.6	21	1.6	54	2.2	33	1.1	10	1.0	17	1.7	28
教養・その他	74.0	49	77.6	47	73.7	50	73.9	50	74.4	44	66.1	40

3-1-1③. 学業の状況

- ① 児童養護施設、里親及びファミリーホームでは「特に問題なし」が最も高いが、「遅れがある」も、児童養護施設36.5%、里親22.9%、ファミリーホーム37.6%となっている。
- ② 児童養護施設の小学生を抜き出した数値をみると、全体の数値とは学年別でも大きな差は見られない。

学業の状況別児童数

	総数	すぐれている	特に問題なし	遅れがある	不詳
児童養護施設	22,516 100.0%	1,527 6.8%	12,688 56.4%	8,226 36.5%	75 0.3%
里親	3,960 100.0%	302 7.6%	2,498 63.1%	906 22.9%	254 6.4%
ファミリーホーム	1,320 100.0%	106 8.0%	643 48.7%	496 37.6%	75 5.7%
児童心理治療施設	1,363 100.0%	51 3.7%	529 38.8%	783 57.4%	- -
児童自立支援施設	1,448 100.0%	62 4.3%	736 50.8%	644 44.5%	6 0.4%
母子生活支援施設	2,755 100.0%	133 4.8%	1,602 58.1%	979 35.5%	41 1.5%

(参考)児童養護施設の小学生の状況

	総数	すぐれている	特に問題なし	遅れがある	不詳
小学1年	1,345 100%	63 4.7%	821 61.0%	457 34.0%	4 0.3%
小学2年	1,412 100%	65 4.6%	810 57.4%	534 37.8%	3 0.2%
小学3年	1,621 100%	70 4.3%	907 56.0%	644 39.7%	- -
小学4年	1,766 100%	98 5.5%	1,042 59.0%	624 35.3%	2 0.1%
小学5年	1,871 100%	68 3.6%	1,050 56.1%	749 40.0%	4 0.2%
小学6年	1,897 100%	116 6.1%	1,071 56.5%	708 37.3%	2 0.1%

注)就学前は、調査対象外

3-1-2①. 児童養護施設の子どもたちの夢はぐくみ応援事業

令和5年度9月補正予算(緊急対策)

- 児童養護施設の子どもたちが、将来に希望をもち夢に向かって取り組めるよう、小さな頃から**多様な出会いの中で夢をはぐくむ機会を創出**

	小学校	中学校	高校
	大学生モデルを知る		目標を具体的に描く
	夢ふれあい交流事業 (100万円)		夢かたりあい交流事業 (200万円)
	大学生と 自然体験や対話 を行うプログラムを実施し、 将来の進路選択の視野を広げる 機会とする。		県内の大学生と、 大学生活 や就職活動、 勉強の意義 などを語り合い、 進路選択 を考える機会とする。
場所	ハチ高原 (養父市)		児童養護施設 (33カ所) 等
日程	10月7日(土)~9日(祝) 2泊3日		10月~3月
入所児童	20名程度 (主に小5~中1)		主に中2~高2
内容等	事前オリエンテーション、キャンプ等		大学生等との語り合い

3-1-2②. 夢ふれあい交流事業プログラム

① 入所児童13名、大学生7名の計20名が参加。子どもたちの満足度は大変高く、日常生活への意欲の高まりも見えた。

9月21日 大学生を対象とした事前研修

場所 オンライン

- ✓ 社会的養護の子どもたちへの理解を深める
- ✓ 子どもへの向き合い方、安全・安心に関わること

9月30日 事前オリエンテーション

場所 加古川市立少年自然の家

- ✓ プログラム説明、班編成、自己紹介
- ✓ 火おこしなど実技練習

10月7日～9日 キャンプ本番

場所 八チ高原(養父市)

11月12日 ふりかえりDAYキャンプ

場所 神戸三田アウトドアビレッジTEMIL(三田市)

- ✓ 久しぶりに再会し、ゲームやバーベキューを実施
- ✓ 活動のふりかえり、目標の共有、修了証の交付

1月19日 施設長等を対象に報告会

場所 兵庫県福祉センター(神戸市中央区)

- ✓ 成果や課題等を報告書にまとめ報告

10月7日(土)		10月8日(日)		10月9日(月・祝)	
8:40	姫路駅集合	7:00	起床	7:00	起床
9:00	バス出発	7:30	朝食(食堂)	7:30	朝食(食堂)
10:30	道の駅ようか但馬蔵 集合	8:30	活動準備・お掃除タイム	8:30	活動準備・お掃除タイム
	山水館到着	9:00	お弁当づくり	9:00	思い出工作
11:30	昼食(持参弁当)	9:30	鉢伏山登山		芝滑り、ボール遊び
12:00	八チ高原探検	12:00	山頂で昼食	12:00	昼食(食堂)
13:00	空中散歩	13:30	下山	13:00	班行動
14:30	ツリーイング		休憩タイム		アンケート
	夕食	15:00	アウトドアクッキング	14:20	山水館解散
17:30	キャンプファイヤー		カレーづくり		バス出発
19:00	入浴・就寝準備	19:00	キャンドルサービス	15:10	道の駅ようか但馬蔵
20:00	就寝	20:00	入浴・就寝準備		解散
21:30		21:30	就寝	17:00	姫路駅解散



ツリーイング



カレーづくり



キャンドルサービス
(将来について語った)



思い出工作

<アンケート結果(明日から頑張りたいこと)>

学校、勉強、宿題、サッカー／整理整頓／友達との会話／一生懸命がんばりたい／このキャンプを生かしてまたちがうこともやってみたい／全力ですべてのことに取り組みたい／明るくなる、前向きになる、どんな人ともあったか言葉がつかえること／何でも挑戦する

3-1-2③. 夢かたりあい交流事業の状況

① 各施設に対して大学生と語り合う取組を照会したところ、以下のとおり様々な取組を実施するとの回答があった。

施設名	開催月	場所	交流大学	内容
子供の家	未定	兵庫県立大学	兵庫県立大学	
三光塾	11月	三光塾	甲南女子大	お茶会
善照学園	8月	善照学園	大阪成蹊大学	意見交換会
いながわ子供の家	10月	いながわ子供の家	桃山学院教育大学	大学について質問形式での講話
播磨同仁学院	未定	施設内の地域交流センター	大阪電気通信大学、岡山県立大学	大学生生活での勉強内容や経験談
立正学園	未定	兵庫大学短期大学部	兵庫大学短期大学部	学校見学、学食体験
ルピナス高砂	11月	大学	県立大など	大学祭、大学施設内でのスポーツ、学校内見学
広畑学園	未定	兵庫県立大学構内	兵庫県立大学	体験談を聞き、学食で昼食を囲む
児童ホーム東光園	2月	児童ホーム東光園地域交流ホール	兵庫県立大学、関西福祉大学	進学・学校生活等
信和学園	8月	信和学園	鳥取環境大学、大原保育スポーツ医療専門学校	施設出身大学生と在園児の交流茶話会
二葉園			卒園児とやりとり中	
泉心学園	12月、3月	関西福祉大学、兵庫県立大学	関西福祉大学、兵庫県立大学	学生との交流、キャンパス見学
光都学園			卒園児を招く方向で調整中	
さくらこども学園	未定	未定	関西福祉大学	未定
若草寮	未定	地域交流室	北里大学	その大学を決めた理由、一人暮らし・大学生活
睦の家			卒園児を招く方向で調整中。	
淡路学園	未定	淡路学園	関西国際大学	悩みや困りごとのアドバイスを受ける。
聖智学園	8月～10月	聖智学園	ヴェールルージュ美容専門学校、近畿大学、近畿大学大学院2年、至誠館大学	散髪を行いながら交流、大学生活について意見交換
カーサ汐彩	10～11月	神戸農業公園	神戸学院大学	リレーマラソン大会・食事会
同朋学園	未定	集会所	未定	語り合い茶話会
神戸少年の町	11月	神戸少年の町	武庫川女子大学	進路選択について

3-2-0. 退所前の支援の取組状況と課題等

- ① 各施設への**自立支援担当職員の配置**による相談体制の整備や**進学や就労に向けた各種給付金**による支援を実施。
- ② 生活の安定を確保するための措置延長、**児童自立生活援助事業の活用**の検討、退所前に**十分な情報提供**が必要。

[]はアンケート結果、後輩へのメッセージから記載

	取組状況(R4実績)	課題等
相談	1 自立支援担当職員の配置(退所児童も支援) 児童養護施設 R3:8施設、R4:9施設、R5:10施設	1 児童養護施設への 全施設配置 に加え、母子生活支援施設などその他の施設への配置の検討も必要。 [困ったときに相談できる人は施設職員47%と施設以外の友人や知人の次に多い。]
住まい	1 措置延長の活用 令和4年3月高卒生56人のうち措置延長13人(23.2%) 2 社会的養護自立支援事業(自立支援コーディネーターの配置)の活用 5人・4児童養護施設・9人・9里親・ファミリーホーム、3人・3自立援助ホーム	1 就職や進学をした場合でも 生活の安定を確保 し、自立に向けた支援を継続するため措置延長の積極的な活用の検討が必要。 2 児童自立生活援助事業の対象拡大 (児童養護施設等の対象化)、 年齢制限の弾力化 に向けた国の動向も踏まえた検討が必要。 [いまの生活の満足度について、精神面、金銭面への不安感をあげる声が多い。]
進学	1 大学受験料等の進学に要する経費を支援(県独自) 26人(1人あたり約8万円) 2 オンライン授業等のためのパソコン購入費等を支援(県独自) 20人(1人あたり20万円上限)	1 経済的理由で進学を諦めることがないように引き続き支援が必要。 2 パソコン等は高額であるが必須であるため引き続き支援が必要。 3 進学に活用できる 給付金などの情報の整理と発信 、具体的な活用方法がアドバイスできる体制や知識が必要。 [大学受験の時必ずお金で困る。それが言いづらいので給付金など知りたかった。]
就労	1 就職活動に要する経費を支援(退所児童はふるさと寄附) 84人(インターンシップ、就職説明会、就職試験等の交通費等)	1 退所児童への実績が少ない ため周知が必要。 [就職活動をするための金銭的支援は約7割が足りていたと回答。]
金銭管理	1 退所直前セミナー(R4新・ふるさと寄附) 退所後の手続き、相談方法、マナー(高校3年生)	1 退所予定者への セミナーの確実な実施 と学んだ内容が退所後悩むことなく対応できるようフォロー体制の確立が必要。 [行政の手続きや契約のサポートが必要が44%と最多。]

3-2-1①. 18歳以降の措置延長制度

- ① 児童福祉法において、児童は18歳未満と定義されているが、児童養護施設に入所する児童や里親に委託された児童について、必要な場合には、**満20歳に達するまで措置延長**できるとされている。
- ② しかしながら、実際の運用は、18歳の年度末(高校卒業時点)で、**就職又は進学等により児童養護施設等を退所するケースが多い**ため、平成23年に、措置延長の積極的な活用が図られるよう通知が出された。

児童福祉法(抄)

第三十一条(略)

② 都道府県は、第二十七条第一項第三号の規定により小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託され、又は児童養護施設、障害児入所施設(第四十二条第一号に規定する福祉型障害児入所施設に限る。)、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設に入所した児童については満二十歳に達するまで、引き続き同項第三号の規定による委託を継続し、若しくはその者をこれらの児童福祉施設に在所させ、又はこれらの措置を相互に変更する措置を採ることができる。

③～⑥(略)

児童相談所運営指針(抄)

(5) 在所期間の延長

ア 児童福祉施設等に入所した子どもが、18歳に達しても施設に入所を継続する必要がある場合には、20歳に達するまで更に施設入所を継続させることができる。(法第31条)
特に子どもの自立を図るために継続的な支援が必要とされる場合には、積極的に在所期間の延長を行う。

イ (略)～進学や就職に伴い児童福祉施設等から離れた場所に居住することとなる者についても、措置期間の延長により継続的な支援が必要で、児童福祉施設等の職員が定期的な訪問を行うなど、監護者としての役割を果たしていると判断される場合は、引き続き措置を継続することができる。(以下略)

児童養護施設等及び里親等の措置延長等について(平成23年12月28日厚児発1228第2号)

児童養護施設等に入所した児童や里親等に委託した児童については、児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第31条により、満18歳を超えて満20歳に達するまでの間、引き続き措置を行うことができることから、当該規定を積極的に活用すること。

具体的には、

① 大学等や専門学校等に進学したが生活が不安定で継続的な養育を必要とする児童等

② 就職又は福祉的就労をしたが生活が不安定で継続的な養育を必要とする児童等

③ 障害や疾病等の理由により進学や就職が決まらない児童等であって継続的な養育を必要とするもの

などの場合、児童養護施設等や里親等の意見を聴き、あらかじめ、児童等及びその保護者の意向を確認するとともに、延長することが必要と判断された場合に活用すること。

3-2-1②. 社会的養護自立支援事業

1 事業の目的

- 里親等への委託や、児童養護施設等への入所措置を受けていた者について、必要に応じて18歳の措置解除後（措置延長の場合は20歳）、22歳の年度末まで、引き続き児童養護施設や里親家庭等に居住して必要な支援を受けられることができる事業に要する費用を補助する。
- 現行、年齢要件が適用されない相談支援以外の**居住費や生活費等の支援**に関しても、22歳の年度末以降も支援が受けられるようにする。

2 事業の概要・スキーム

【社会的養護自立支援事業】

○年齢要件の緩和

・令和4年の児童福祉法改正により、22歳の年度末以降も居住費や生活費の支援を受けられることができる改正を行ったが、令和6年度の法施行前に22歳を迎える者は支援の対象から漏れてしまう。したがって、受入や支援の体制が整っている場合については、法施行前においても、**22歳の年度末を迎える者を支援の対象とすることを可能とする。**

<22歳の年度末以降の主な支援>

支援内容	現行	拡充後
生活相談	○	○
就労相談	○	○
居住費支援 ※1人当たり月額 397千円 (児童養護施設)	×	○
生活費支援 ※1人当たり月額 51,430円 (就学・就労をしていない者)	×	○

(※) 上記に加え、児童養護施設等を退所後に自立したものの、その後新たに困難に直面した方について、退所した施設等において本事業を活用した支援が再度受けられることを明確化する。(実施要綱改正)



3 実施主体等

【実施主体】 都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市、市及び福祉事務所設置町村

【補助率】 国：1/2、都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市：1/2

※市及び福祉事務所設置町村が実施する場合 国：1/2、都道府県：1/4、市・福祉事務所設置町村：1/4

3-2-1 ③. 児童自立生活援助事業の対象拡大

政令・府令への委任事項

- ① 児童自立生活援助事業について、20歳や22歳といった年齢ではなく、児童等の置かれている状況や児童等の意見・意向、関係機関との調整も踏まえた上で都道府県等が必要と判断する時点で支援を受ける ことのできるよう、満20歳以上の措置解除者等の ①対象者の範囲、②対象理由を政令で定める必要がある。
- ② また、児童養護施設等に入所していた児童等又は里親等の委託を受けていた児童等が、児童自立生活援助事業を活用し、それまで入所していた児童養護施設等や自立援助ホーム、委託を受けていた里親等により自立支援を受けられるよう、③事業の実施場所について内閣府令で定める必要がある。

対象者の範囲

- 「満二十歳以上の措置解除者等であつて政令で定めるもの」①対象者の範囲については、以下のいずれかに該当する者としてはどうか
満二十歳に達する日以前において措置を解除された者等又は児童自立生活援助事業を実施されていた者としてはどうか。
※小規模住居型児童養育事業を行う者、里親に委託する措置又は乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設に入所させる措置を解除された者のほか、母子生活支援施設における保護を実施された者、児童相談所による一時保護又は一時保護の委託を実施された者を含む
- 「政令で定めるやむを得ない事情」②対象理由は、「自立」の準備が整っていない場合を対象とすることとし、具体的には、以下のいずれかに該当するものとする事としてはどうか。
 - ① 高校・大学等に就学中であること
 - ② 高校・大学等に就学する見込みがあること
 - ③ 就職活動を行っていること
 - ④ 不安定な雇用状態にある者であること
 - ⑤ 障害、疾病その他の事由により、日常生活又は社会生活を営むために継続的な支援を必要とする者であること

実施場所

- 児童自立生活援助の実施場所は以下のとおりとし、便宜上以下赤字のとおり略称を設けることとしてはどうか。
 - ①児童自立生活援助事業所 I型：自立援助ホーム
 - ②児童自立生活援助事業所 II型：児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設
 - ③児童自立生活援助事業所 III型：里親の居宅(親族里親の居宅を除く)、小規模住居型児童養育事業を行う住居
- なお、II型については、I型の基準を踏まえた職員配置、設備基準を定めることとするが、III型については、あくまで事業所ではなく居宅であることを踏まえ、I型・II型と同様の職員配置、設備基準までは求めないこととしてはどうか。

3-2-1④. 自立支援担当職員

「児童養護施設等における自立支援体制の強化について」
(令和3年3月8日子第0308第4号厚生労働省子ども家庭局長通知)

① 児童養護施設等において、施設等退所前の進学・就職等の自立支援及び退所後のアフターケアを担う職員を配置し、入所児童等の退所前後の自立に向けた支援の充実を図る。(令和2年4月1日から実施)

対象施設等

児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童自立生活援助事業(自立援助ホーム)及び母子生活支援施設

資格要件

- 社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者
- 児童養護施設等において児童の養育に5年以上従事した者
- 児童福祉法第13条第3号各号のいずれかに該当する者

加算要件

- ①自立支援担当職員加算(Ⅰ)
アフターケア対象者20人以上かつ支援回数240回以上
 - ②自立支援担当職員加算(Ⅱ)
アフターケア対象者10人以上かつ支援回数120回以上
- ※対象者1人につき月1回以上を想定

対象となる支援

- ①アフターケア対象者の職場や自宅等を訪問し、相談支援等を行った場合
- ②アフターケア対象者が施設等を来所し、相談支援等を行った場合
- ③アフターケア対象者等に対して電話やメール等により相談支援等を行った場合

留意事項

- 1か所の施設等について自立支援担当職員の加算は1人分
- 当該業務を行う専任の職員とし、施設等の直接処遇の勤務ローテーションに入らないこと。
- 学校、職場及び児童相談所その他関係機関と密に連携し、入所時から退所後まで切れ目のない支援を行うこと。

業務内容

- ①自立支援計画作成への助言及び進行管理
- ②児童等の学習・進学支援、職業指導、就労支援等に関する社会資源との連携、他施設や関係機関との連携
- ③高校中退者など個別対応が必要な児童等に対する生活支援、再進学又は就労支援等
- ④施設等退所前からの自立に向けた相談支援等
- ⑤施設等退所者に対する継続的な状況把握及び相談支援等
- ⑥その他児童等の自立支援に資する業務

経費

「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」(平成11年4月30日厚生省発児第86号厚生事務次官通知)による。

配置施設

兵庫県内の9施設に配置
令和3年度:8施設 → 令和4年度:9施設 → 令和5年度:10施設/20施設

①三光塾	西宮市	⑥二葉園	姫路市
②善照学園	西宮市	⑦アメニティホーム光都学園	たつの市
③播磨同仁学院	加古川市	⑧睦の家	丹波市
④立正学園	加古川市	⑨淡路学園	南あわじ市
⑤アメニティホーム広畑学園	姫路市	⑩聖智学園	淡路市

3-2-2①. 児童養護施設や里親の下で育つ子どもも応援プロジェクト事業

- ① ふるさとひょうご寄付金を活用し、児童養護施設等を退所した後、大学に進学する子ども達の資金や高校生の就業支援(インターンシップ等参加費)の一部を助成する。

1 高校生の学校生活充実支援事業

※ふるさとひょうご寄附金を充当

児童養護施設等から高校に進学している場合、措置費の特別育成費(公立)23,330円・(私立)34,540円/月で学用品代、教材代、クラブ活動費などを負担しなければならない。しかしながら、クラブ活動の用具やユニフォームや遠征費の負担が高額となる場合には、措置費を超過することもあるため、措置費を超えたクラブ活動費用等を助成することによって、充実した高校生活を送ることができるように支援する。

2 高校生及び施設等退所児童の就業等支援事業

※ふるさとひょうご寄附金を充当

①施設等退所児童を対象とした各種セミナー等の開催

ア 自立支援セミナー

施設等退所後の生活に必要な基本的な諸手続(医療保険や年金など)、金銭管理等を学ぶセミナーを開催

イ 就職支援セミナー

施設等退所児童を対象に就職について必要な知識、心構えを学び、先輩体験談も聞けるセミナーを開催

ウ 就職相談会の開催

協力事業者と施設等退所児童を結び、インターンシップやアルバイトから就職へつなげるために開催。相談会の始めに、社会的養護のもとで育った子どもの背景や状況、配慮してほしいことを施設側から協力事業者に向けて説明する時間を設け、両者の理解を深める。

②就職活動等経費の支援 ※退所児童分のみふるさとひょうご寄附金(入所児童分は一般財源)

施設等の高校生や施設等退所児童(施設等退所後5年以内)が自立支援、就職支援に関わるセミナー等に参加した場合の交通費や参加費、その他就職活動に必要な経費を支援

3 就学等準備支援事業

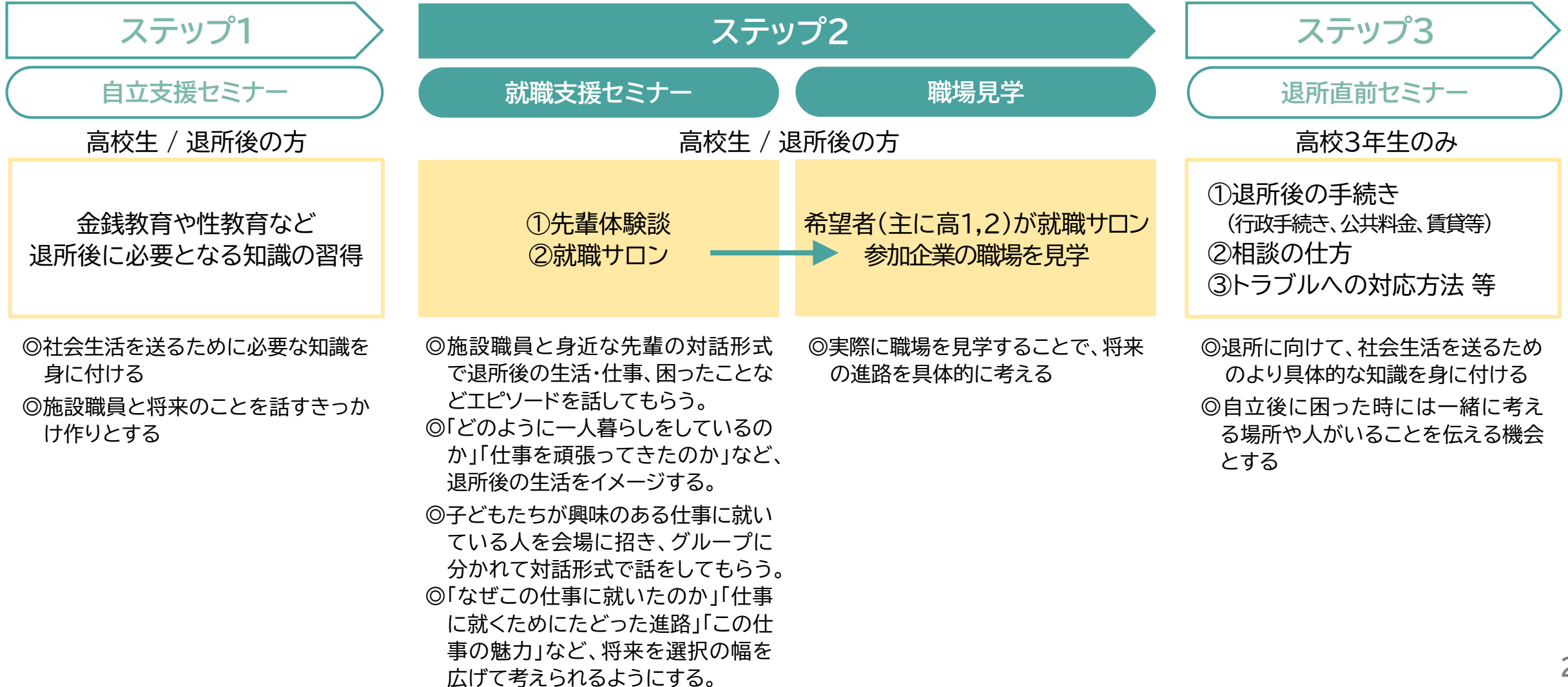
児童養護施設や里親委託など社会的養護のもとで育った子どもたちの高校卒業後の進路は、経済的理由や家庭の事情等から一般に比べ進学率は低いため、児童養護施設等を退所した後、大学、専門学校等への進学に要する経費を助成する。

4 児童養護施設等進学支援事業

児施設を退所して大学等へ進学する児童に対し、大学等が実施するオンライン授業等に対応する環境整備に必要な経費を支援[1人あたり200千円定額補助]

3-2-2②. 児童養護施設児童の自立に向けたスキルアップ・プロジェクト(R4)

- ① 退所前から**基礎的知識習得**や**就職支援**、**相談の仕方**などステップアップを図るセミナーを開催。
- ② 今後、多様な業種の協力企業を増やすなど、入所児童の希望に添ってセミナー内容の充実を図る。



3-2-2③. 就職セミナーアンケート取りまとめ(R5.1.28)

① 就職セミナー開催前に、児童養護施設の入所児童に興味がある職種のアンケートをとったところ、様々な職種への希望があったため、幅広い業種の協力企業の拡大が必要である。

興味がある、お話を聞いてみたい職種に○を付けて下さい。(3つまで可)

消防官	1	警察官	7	自衛官	4	教師	6
美容師	8	アパレル/ファッション	5	IT関係	15	ゲーム(制作・開発)	10
工場関係	9	電気工業	7	介護関係	6	販売	7
料理人/パティシエ	11	飲食関係(接客)	12	車整備	4	事務員	6
ホテル・旅行関係	8	ブライダル	4	金融関係	1	公務員(役所)	7
専門職(弁護士・司法書士・税理士)			1	建築関係(建築士・大工・塗装業)			7
医療系専門職(医師・看護師・薬剤師)			8	運輸(鉄道・航空・船舶)			1
児童福祉系専門職(社会福祉士・保育士)			12	物流サービス(運送ドライバー・倉庫業)			3

その他、聞いてみたい職種があればご記入ください。

声優(2)・アーティスト・農業・清掃・音楽系(2)・スポーツトレーナー・看護師・自営業・子ども食堂・プログラミング・ホームセンター・ペット関係・手話・食品加工関係・ビューティーアドバイザー・アニメ関連/イラスト/漫画(2)

3-2-2⑤. 児童養護施設の子どもたちのスマートフォンの利用状況

- ① 県内の児童養護施設の入所児童(高校生)のスマートフォン所持率は**74.2%**となっており、高学年ほど所持率は高い。
- ② 利用に当たっては、**学業の成績や生活態度**等を勘案し、**施設長が判断**。利用料は主に**措置費(一般生活費等)**で対応。
- ③ 今後、スマートフォンのフィルタリング設定やルールづくりなどについて専門家から**施設長への研修会の開催**等を検討。

県内児童養護施設(高校生)の所持状況

	高1	高2	高3	計
所持児童数(人)	29	35	37	101
入所児童数(人)	49	44	43	136
所持率(%)	59.1	79.5	86.0	74.2

令和5年5月18日現在

利用方法

所持基準	施設長が認めた場合に所持を認める。 (学業の成績や生活態度等により判断)
契約者	施設長、本人、保護者
費用負担	児童6割※、施設4割 ※小遣い(一般生活費から支弁)から負担。保護者負担の施設あり

所持を認めていないケース

- ✓ **家族と連絡**をとることで**トラブル**となることが心配な児童
- ✓ 朝起きられないなど**生活態度**が気になる児童
- ✓ 赤点など**学業の成績**が芳しくない児童
- ✓ **SNS上でのトラブル**に巻き込まれる心配のある児童
- ✓ **障害の特性**によってスマートフォンの利用が困難な児童

対応状況

厚生労働省が令和4年10月28日付け事務連絡でQ&Aを发出

<ポイント>

- ✓ 措置費の一般生活費の対象として支弁して差し支えない。
- ✓ オンライン授業等で必要であれば**特別育成費**でも支弁可。
- ✓ 所持するかどうかも含め、各施設で適切に判断。

ただし、
スマホ費用
に係る加算
措置はなし

施設長が集まる会議において周知(令和5年1月20日、2月10日)

国の通知を受け、措置費で支弁可能な旨を各施設に周知した。

一般生活費 52,360円上限 県への特別な手続き不要

特別育成費※ 公立:23,330円上限 私立:34,540円上限
オンライン授業等で必要であることがわかる書類等が必要

※授業料、クラブ費等の学校納付金、教科書代、学用品費等の教科学習費等

今後の対応

① **改めて施設長が集まる会議において周知・依頼**

- 施設によって所持率に差があることから、各施設の対応状況を共有し、措置費での支弁についても改めて周知する。

② **スマートフォンの利用に関する施設長向け研修会を開催**

- スマートフォン利用の理解を深めるため、**フィルタリング制限、利用ルール作り**など専門家による施設長向け研修会の開催を検討する。

3-2-2⑥. 大阪児童福祉事業協会アフターケア事業部(大阪府)の取組

- ① 大阪府、大阪市、堺市のそれぞれが「社会福祉法人大阪児童福祉事業協会アフターケア事業部」に委託し、退所後支援等を実施。
- ② 相談支援やフリールームの設置を始め、ソーシャルスキルトレーニング(社会生活技術)講習会や雇用主・支援企業(者)等への感謝状贈呈等を実施。

事業概要

アフターケア事業部でしていること



そうだん

お仕事、生活上の悩み、法律相談等、何でもOK！
お手紙、電話、E-mail、来室、訪問など、
ご希望の方法で相談にのります。

フリールーム

テレビ、DVD、パソコンが設置
されていて自由にインターネットも
でき、お話しできる、ほっと一息す
るためのスペースです。



通信 そらまめ〜る

- ・そらまめ〜るの発行(通信)
- ・楽しい行事のご案内などもしています。
- ・クリスマスプレゼント発送

ソーシャル・スキル・トレーニング (自立生活技術講習会)

施設入所中等の子どもたちを対象に(年間12回
〜13回)開催しています。「ビジネスマナー」や
「身だしなみセミナー」など、講義や実習を通して
社会に出る上で必要なスキルを学びます。

ぎょうじ

- ・初就職お祝い会&お楽しみ会
- ・お盆休みお食事会
- ・夏休み帰郷体験
- ・雇用主様・支援企業(者)様への感謝懇談会
(永年勤続者表彰)
- ・講演会
etc

アフターケア事業部の利用について 月曜日〜金曜日 10時〜17時まで

お仕事の都合などで、時間中にご来室が難しい方は、あらかじめお電話などをいただければ、平日の時間の延長や土曜日など、柔軟に対応しますので、ご連絡お待ちしております。

ソーシャル・スキル・トレーニング 〜ひとりで生活できるお片に慣れていく等の取組〜

回次	日付	開催場所	プログラム	内容
開講式			開 講 式	
第1回	7月7日(日)	大阪府社会福祉センター	ビジネスマナー	対人関係を構築するための基本的なマナー(あいさつ・電話応対等)を講義で学ばせられるビジネスマナー・面接練習のマナー等、実習を中心とした実践活動により学びます。
第2回		大阪府社会福祉センター	ハイキングマナー	ハイキングについて知識を習得し、実践的なマナー(など)を体験活動にて学びます。
第3回	8月7日(水)	大阪府社会福祉センター	身だしなみセミナー	社会人としての基本的な身だしなみについて、女子はスキンケア・メイクアップ実習も、男子は grooming、ヘアケアの実習を含むシャワー後のビューティーコンシェルジュに、又スーツの着こなし方法やネクタイの結び方の実習について実習AOB 社員より学びます。
第4回		大阪府社会福祉センター	仲間づくりマナー	中身の円滑でのテーブルマナーについて学びます。
第5回	9月8日(日)	大阪府社会福祉センター	話し方セミナー	自身の話し方やインタビューの仕方、及び人前で話した、又面接練習・面接・1対1の話し方実習と実習により実践的な アナウンサーから、学びます。
第6回	10月13日(土)	大阪府社会福祉センター	職業セミナー	専攻の仕事について学び、その上で自分にあった職業について考え、今後の就職活動に役立ちます。
第7回		大阪府社会福祉センター	スマートフォンの安全な使い	スマートフォンの使用に際しての危険性について学び、自分自身も安全な使い方を学びます。
第8回	11月17日(日)	大阪府社会福祉センター	実 習	夏の講習や冬を正しく過ごすための必要な知識についての講義や実習での体験活動等の実践活動についてロールプレイングを通して着下り・丹精した服装の実践より、学びます。又、御自身も自身の社員より、自分の実習を知る経験を通して、正しい実践のやり方を学びます。
第9回	12月8日(日)	大阪府社会福祉センター	金融教育 (お金のやりくりと AOBの役割の事 を詳しくしよう！)	生活費のやりくりも実践活動を通して、実習を通して学び、お金の役割、お金の使い方も実践しながら弁護士から学ぶ。又、マイナンバーについても学びます。各自に目標や計画・目標・計画も作り上げます。
第10回	1月12日(土)	大阪府社会福祉センター	身近な法律の知	サラ金・ヤラまの法律を学んで学んで、又、社会生活の中で自分自身を守るのに必要な法律や、社会保険について、又労働に関する法律を弁護士より、わかりやすく学びます。
第11回		大阪府社会福祉センター	先輩の体験談	実際に社会に出た人どうなるか？実践活動を通して就職している先輩の体験談を聞き、自分に合うイメージを具体化する事で少しでも不安を減らしましょう。
第12回	2月10日(日)	大阪府社会福祉センター	グループワーク	講習会での学びのポイントを再確認し、又実践する事で自分に合うイメージを再確認し、学びます。
第13回		大阪府社会福祉センター	仲間づくりマナー	フランス料理のコース料理でテーブルマナーや社会での基本的なマナーも改めて学びます。
閉講式			閉 講 式	

○対象

- ・来春に施設を出て就職予定の子どもたち、及びそれに備えた子どもたち(中3、高1、高2、高3、支援学校生、職業能力開発校生など)
- ・施設職員(付添や見学ではなく、子どもと一緒に参加)

○内容(全13回)

- ・仕事をすることで必要なポイントを絞った講習の後、ロールプレイングを試み、自分自身に必要なものは何かを考える場をもつ。
- ・グループディスカッションでは、他の参加者の意見から、自身を客観的に捉え直し、また社会で孤立してしまわないよう、お互い励まし合える関係作りを目指す。
- ・スマートフォンの使用に潜む危険性についてなど、毎年度、時宜に沿った内容を検討。

3-3-0. 退所後の現状の取組と課題等

- ① 身元保証人確保、貸付事業の実施、令和4年度から生活相談支援担当職員を配置して退所児童の相談体制を整備。
- ② 退所児童のための**相談や交流ができる居場所**の整備、退所後、**学校や仕事を続けるための具体的な支援**が必要。

[] はアンケート結果、後輩へのメッセージから記載

	取組状況(R4実績)	課題等
相 談	<ol style="list-style-type: none"> 1 自立支援コーディネーター、生活相談支援担当職員の配置(全県で各1名) 自立支援事業の自立支援計画作成、退所児童の相談窓口の設置等 2 県HPにおける支援に関する情報発信 	<ol style="list-style-type: none"> 1 セミナー等で入所中から児童との関係性を築き、退所後も相談しやすい体制の構築、社会資源とのつながりづくりが必要。 2 奨学金等も含めた情報発信の仕組みの構築が必要。
居 場 所		<ol style="list-style-type: none"> 1 いつでも気軽に相談や交流ができる退所児童の居場所が必要。 [施設職員等と会ったり連絡をとる回数が少ないと43%が回答。]
住 ま い	<ol style="list-style-type: none"> 1 身元保証人確保対策事業の活用 アパート等賃借:6人、就職:6人、大学等入学:1人 	<ol style="list-style-type: none"> 1 退所児童は退所から最大5年まで対象。 2 退所後困難に直面した際に一時避難的な場所が必要。 [住まいを見つけるための支援を29%が必要と回答。]
進 学	<ol style="list-style-type: none"> 1 自立支援資金貸付事業の活用(進学者) 家賃支援費:16件(R4新:4件)、生活支援費:14件(R4新:2件) 	<ol style="list-style-type: none"> 1 貸付実績が低調。退所児童は退所から5年まで対象。 2 学校を続けるための定期的な見守りやアドバイスが必要。 [学校や仕事を続けるためのサポートを27%が必要と回答。]
就 労	<ol style="list-style-type: none"> 1 就労支援セミナーの開催(退所児童も対象)(再掲) 2 自立支援資金貸付事業の活用(就職者) 家賃支援費:2件(R4新:2件)、生活支援費:0件、資格取得支援費:4件(R4新:4件) 	<ol style="list-style-type: none"> 1 退所児童への実績が少ないため周知が必要。 2 貸付実績が低調。退所児童は退所から5年まで対象。(再掲) 3 仕事を続けるための一人ひとりに寄り添った支援が必要。 [退職した者は、仕事を続けている者より仕事の量が合わず、ストレスが高かった。]
金 銭 管 理		<ol style="list-style-type: none"> 1 お金のことで気軽に相談できる窓口が必要。 [お金について相談できる窓口が必要が38%と2番目に多い。]

3-3-1 ①. 社会的養護自立支援拠点事業の概要(令和6年4月1日創設)

① 改正児童福祉法により、措置解除者等または措置解除者等に類する者が**相互に交流**を行ったり、**情報提供**や**相談支援**、**関係機関と連携した支援**等を受けることができる**社会的養護自立支援拠点事業**が創設。

基本的な考え方

- ① 措置解除者**同士が集い**、必要に応じて**相談支援**や**情報提供**を受けたり、**必要な機関への繋ぎ**を受けられる拠点として、社会的養護自立支援拠点の整備、活用を行っていく。
- ② 施設入所児童等が退所等した後も、相談や困り事があった場合は拠点を頼ることができるよう、**入所又は委託中**から地域の拠点の職員が施設等を訪問すること等を通じて、施設入所児童等が**拠点の存在を認識**し、**職員と面識を持つ機会を確保**するよう努める必要がある。

対象者

- ① 時期を問わず、過去に施設への入所や里親等への委託の**措置経験がある者**、児童自立生活援助事業の対象となった者に加え、これらには当てはまらないが、児童相談所への**一時保護経験**がある者、法第27条第1項第2号の**在宅指導措置**の対象となっていた者、児童相談所が家庭に関与した経験がなくとも、保護者からの虐待を受けていながら当該虐待が**明るみに出ないまま成人**を迎えた者等が含まれる。
- ② 現在**施設入所児童**等である者や、児童自立生活援助事業を利用している者も含まれ、これらの者が必要に応じて拠点において**ピアサポート**を受けたり、情報提供や相談支援等の支援を受けたりする事等も可能である。

支援内容

- ① **相互に交流を行う場の提供**
社会的養護経験者等が集まり、自由に交流、意見交換等できる場を整備
- ② **社会的養護経験者への情報提供や相談支援等**
社会的養護経験者が抱えている、日常生活や社会生活、学業等に関する悩み等の相談、メンタルヘルスに関するものや医療面に関する相談などを受け、必要に応じて、日々の日常生活や、公共機関の利用の仕方の助言、仕事上の悩みへの助言や、奨学金、給付金等の情報提供、手続のサポート等必要な情報の提供及び相談支援等を行う。
- ③ **個別記録の策定、必要な支援への繋ぎ**
拠点において利用者の個別記録を作成する。
拠点は、様々な関係機関との連携等を行うハブ機能を果たすことが想定される。障害福祉サービス等の福祉的支援、医療的支援、法テラス等における法的支援等の支援が必要な者については、当該拠点が中心となって必要な支援への連携を行う。
- ④ **一時避難的かつ短期間の居場所の提供を伴う支援**
社会的養護経験者等が帰住先を失っている場合などに居場所の提供を伴う支援を行うため、社会的養護経験者等が一時的に滞在できる設備を整え、状況が安定するまでの間、居住支援、日常生活支援を行う。

改正児童福祉法(抄)令和6年4月1日施行

第六条の三(略)

⑩ この法律で、社会的養護自立支援拠点事業とは、内閣府令で定めるところにより、措置解除者等又はこれに類する者が**相互の交流を行う場所を開設**し、これらの者に対する**情報の提供、相談及び助言**並びにこれらの者の支援に関連する**関係機関との連絡調整**その他の必要な支援を行う事業をいう。

滋賀県下において、児童期から成人期に移行する中で、制度の壁をはじめ自立を阻む多様な障壁に直面している社会的養護を経験した若者等に対し、福祉、就労、保健医療、教育、司法等の関係者および県民等が協働して生活支援、就労支援、居場所づくり、見守り等を行うことにより、その福祉の向上を図る取組み(地域養護)を推進し、もって一人ひとりの尊厳が大切にされる人間的共感に根ざした共生社会の実現に資することを目的とする。

マザーボードの概要

自立援助ホーム「四つ葉のクローバー」が「平和堂財団」の支援を得て設立した建物で、協議会活動の拠点

職員体制	<ul style="list-style-type: none"> ● 総括員(非常勤):2名 ● 相談支援コーディネーター(常勤):2名
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・就労や住居および日常生活に関して、アウトリーチを含めた個別の相談支援を行う。 ・対象となる若者の居場所づくりを推進する。 ・3つの会議の実施(全体会議、進捗会議、個別会議)により、支援を進めると共に、課題を整理し政策提言を行う。
施設概要	<p>守山駅から歩いて15分ほどのにぎやかな町中で、「モリーブ(平和堂)」もすぐ近く。NPO法人四つ葉のクローバーが管理している「マザーボード」という建物の1階に事務局の職員4人が机を並べている(常勤は2人)。</p> <p>1階は15人程度が会議できるスペースもあり、地域養護推進協議会関連の少人数の会議を開くこともできる。</p> <p>2階は、ソファやテーブルが置かれ、くつろげる場所で、風通しもよい。四つ葉のクローバーと共催で毎月開いている「若者食堂」も行っている。</p>



1階



2階

3-3-1 ①. ココエール(愛知県豊橋市)の取組

- ① ケアラーを把握している児童相談所や、児童養護施設などと情報共有し、対象者の把握をしていく。
- ② 東三河フードバンクと連携し、希望するケアラーに食料を宅配する。
- ③ 相談先を周知するとともに、家庭訪問等により生活の様子を伺いながら、必要に応じて支援機関と連携して支援を行う。



ココエールの概要

こども若者総合相談支援センター「ココエール」は、子どもと若者の相談支援に特化した豊橋市こども未来部に属するひとつの部署。

ココエールは、児童福祉法に規定される「子ども家庭総合支援拠点」と、子ども・若者育成支援推進法に規定される「子ども・若者総合相談センター」の両方の機能をもつ複合的な相談窓口。

そのため、0歳から40歳未満までの子どもや若者及びその家族に関する相談(例えば、子育てや発達、学校生活から就労など様々な悩みや不安)から支援までを対応。

こども若者へココからエールを

豊橋市こども若者総合相談支援センター「ココエール」は、こどもと若者に関するあらゆる相談に応じ、こどもと若者の健全な暮らし、伸びやかな未来をいっしょに考えながら一人ひとりの暮らしに寄り添ったサポートをします。

※児童福祉法に基づき、すべての子どもとその家族及び児童養護施設等に、相談金助成や専門的支援等、継続的支援体制を行う拠点を、子ども・若者育成支援推進法に基づき、関係各機関と連携して提供します。また、子ども・若者育成支援推進法に基づき、関係各機関と連携して提供します。

● 依頼
センターの職員や相談員、ボランティア等が対応します。必要に応じて、関係機関と連携して対応します。相談費は無料です。

● 対象
豊橋市、市域外から40歳未満の子ども、すべての子どもと若者、その家族が対象です。関係機関や支援機関からの相談にも応じます。

● 多様な支援
相談の中で必要な支援をコーディネートします。また、必要に応じて、自宅や学校へ相談員が伺います。

● 訪問
ココエールへお越しいただくことが難しい場合など、ご自宅や学校へ相談員が伺います。

● 同行
ご親御の手続きや病院の受診など、お一人でお越しにくいときをサポートします。

● カウンセリング
心療科のカウンセラーなど、専門家がサポートします。

● 体験講座
◎ 仕事や勉強づくりの悩みを話し、興味のある分野を探ります。
◎ 学習体験を通じ、一人ひとりに合った学び方を探ります。
◎ おもちゃや絵本を通して、心の発達につながる体験をします。

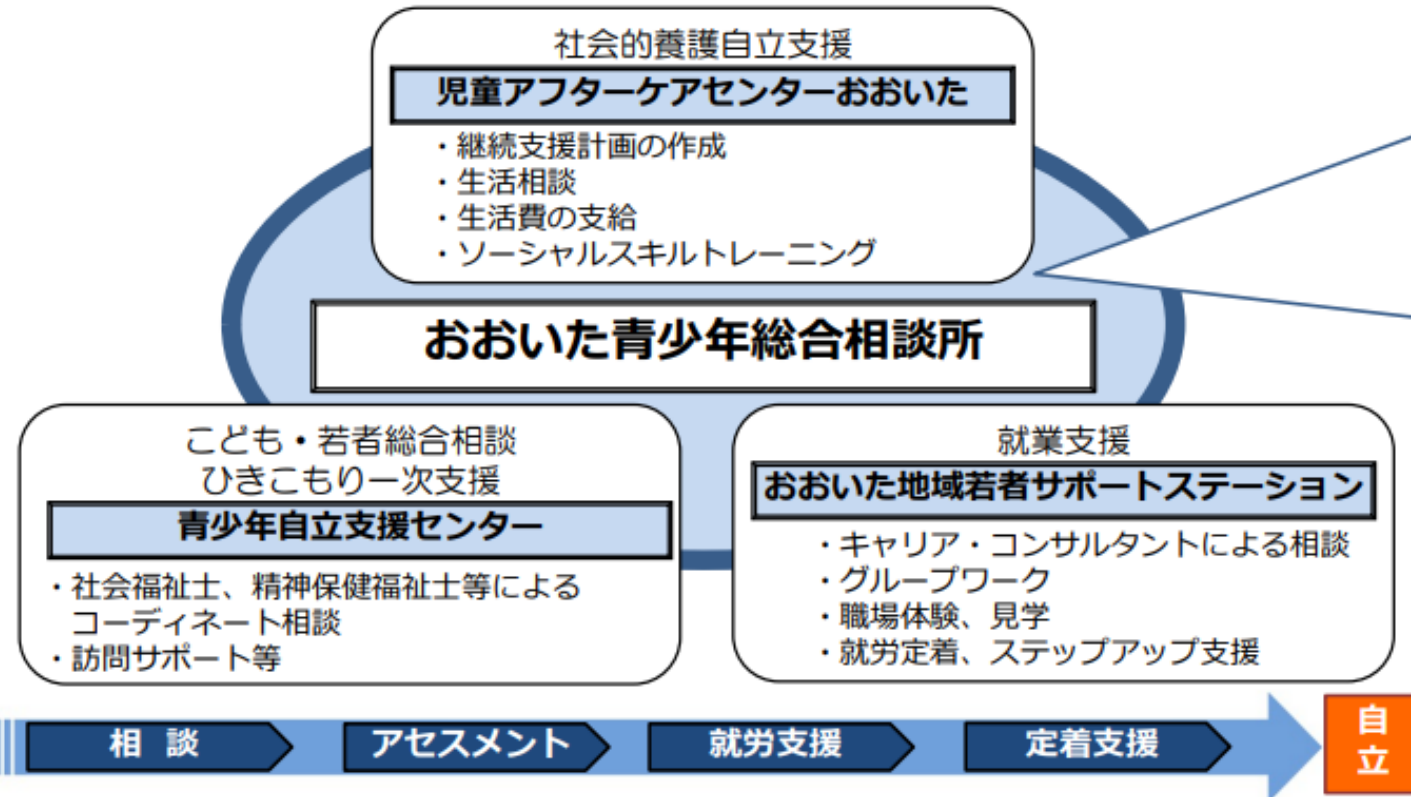
● 勉強会
◎ 子育て、お子さんの発達について
◎ 不登校などのお子さんへの対応について
テーマに合わせてグループを行います。

その他、さまざまな機関や団体、民間企業などと連携し、適切なサポートいたします。

自立 (10代前半)
ひきこもり (20代)
就労 (20代後半)
依存症 (20代後半)
非行 (20代後半)
家庭内暴力 (15代後半)
いじめ (15代後半)
不登校 (15代後半)
貧困 (10代後半)
児童虐待 (7代後半)
子育て (0代後半)
発達 (0代後半)

- ① ひきこもり、就労、社会的養護自立支援等、青少年が抱える悩みには、相談内容に応じ各支援機関が対応してきた。しかし、相談機関が分散していたため、支援が途切れる恐れがあった。
- ② 平成25年に県内で発生した少年による集団暴行事件を受けて大分県青少年対策本部会議で策定された対策に基づき、青少年への切れ目のない支援を行うため分散していた3機関を1箇所に集約し、相談窓口をワンストップ化するための「おおいた青少年総合相談所」を平成26年に設置した。

事業概要



取組事例

児童アフターケアセンターが他のセンターと連携をしながら以下の取組を行っている。

- 各センターの専門家のアドバイスを支援に活用している。
- 社会資源の情報共有によりニーズに応じた支援を行っている。
- キャリアコンサルタントの助言のもと就労準備を行い、就職につないでいる。
- 就職後も生活面、就労面、両方の相談に応じることで、就労を継続している。
- 退職後も生活面や就労面の相談に応じ、孤立せず、社会復帰に向けた準備を行っている。

- ① 児童養護施設を退所した児童等は、地域社会において自立生活を送る際に、様々な生活・就業上の問題を抱えながら、自らの努力で生活基盤を築いていかなければならず、頼れる家族もなく地域から孤立し、生活が破たんする危険が高かった。
- ② 児童養護施設等を退所した児童等に対し、入所中から退所後を通じて、生活や就業に関する情報提供、研修、個別の相談等を行うとともに、子どもが相互に意見交換や情報交換等を行えるよう自助グループ活動を支援(特定非営利活動法人どりいむスイッチへ委託)することで、地域社会における社会的自立の促進を図った。

事業概要

退所児童等アフターケア事業所「カモミール」は、社会的養護の下で育った方々が地域で安心して暮らせるためのサポートをする場所です

退所前ケア

- 社会人準備セミナー (SST) の実施
社会へ出てから困らないように「社会の基礎知識」「お金の管理」「職場での人間関係づくり」「自分でできる心のケア」等の講座を年に数回行っています。
- 適職診断と職場体験
適職診断とキャリア・カウンセリングを行った上で、希望に合わせて地元企業で職場体験を行います。仕事に対する積極的なイメージを作り、退所後の早期就職を助めます。

退所後ケア

- まずは相談してください
おまの得意、得意での人間関係、就職状況、住居や銀行での手続きなど「こんな相談どうしたらいいの?」ということがあるば、まずは遠慮してください。例えば「〇〇はどこに居るの?」など、ちょっとしたことでも大丈夫です。ひとりで抱えなくて相談すると、大きな問題になる前に対応することが出来るかもしれません。
- 居場所 (サロン)
とくに相談することがなくても、カモミールに気軽に足を運んでください。一緒に夕食を作って食べる夕食会も実施しています。別荘など外出していることもあるので、電話をしてからお話しください。

「あなたが安心して暮らせるように」

ご利用対象の方

児童養護施設等を退所した方等であって、県内に居住又は通学・通学している方。県内の児童養護施設や養親等からの退所を控えた児童の皆さん。

利用料無料

主な支援内容

- ・ 個別相談
- ・ 居場所 (交流の場) の提供
- ・ 情報提供
- ・ 当事者活動の支援

開所日時

火～金曜日 13時～18時
土曜日 13時～20時
日曜日・祝日 不定休
※外出や研修で出ていることもあります。必ず予約をして来所してください。

ご相談の流れ

1. お電話やホームページから来所の予約
2. 面接 (詳しいお話を伺います)
3. 登録
4. 相談内容に合わせて情報提供や同行支援などを行います。

① 県単独の委託事業として、施設退所者が気軽に立ち寄られる場所を設置し、仕事や生活の中での悩みや相談に応じるとともに、仲間と交流できる居場所を提供する「退所児童等アフターケア事業」を実施。

事業概要

- 相談支援: 支援員による退所者や施設職員からの就学、就労、生活全般、人間関係等の相談に対応
- 利用時間点金、土、日(12時~20時)開所
※18時から夕食提供
- 社会的養護へ支援をしてくれる個人、団体の方々と退所者との交流の場の提供

クローバーハウスはこんなところ!

クローバーハウスは児童養護施設退所者や里親出身者などのアフターケア事業です

一般社団法人青少年自立支援機構(コンパスナビ)は2019年度より、埼玉県福祉部子ども安全課より「児童養護施設退所者等アフターケア事業」を受託し、「クローバーハウス」を運営しています。

「クローバーハウス」とは、児童養護施設や里親のもとを巣立った若者たちの居場所、交流場所、相談場所となるものです。夕食の提供をはじめ、様々なセミナーやイベント開催を通して、孤独感や不安をかかえている若者の心の拠り所になることを目指しています。

**みんなで楽しむ
ボードゲーム
カードゲーム**

**お誕生日の
人も集めて
バースデーパーティ**

**全土日18:00~
みんなでごはん!**

いろいろなイベントや教室をやるよ!

—お100円、3歳で1歳無料のスタンプもあるよ

- ネイルメイク教室
- フラワーアレンジメント
- タロット占い
- 料理教室
- 書道教室
- お金の使い方セミナー
- ビジネスマナー
- 裁縫着付け

① 施設等に入所中または退所した子どもたちが気軽に立ち寄れる・帰ってこれる場所を提供し、困ったときにいつでも相談ができる関係を構築していくための、子どもたちの居場所として、退所者等のための巣立ち応援拠点「さが・こんね」を設置。

事業概要

- 生活相談や就労相談などのプライベートな悩みについては、信頼できる大人でなければ気軽に相談できないこと、また、「さが・こんね」に来ることが困難な遠方の施設入所児童への対策が必要であったことから、月に1度、各施設に相談窓口を設置し、交流や相談を受け付ける「出張居場所事業」を実施。
- 施設等に入所中の中高生を対象としたキャリア準備講座(就職や進路などのキャリアについて考えるセミナー)やインターンシップ、高校三年生を対象とした巣立ちプロジェクト(一人暮らし準備セミナー)など、入所中からの自立支援を実施。

佐賀の里親家庭や児童養護施設に暮らす子どもたちに笑顔を！

Bridge For Smile
NPO法人ブリッジフォースマイル

ブリッジフォースマイルは、里親家庭や児童養護施設で生活している子どもたちの自立支援をしているNPO法人です。2018年8月より佐賀県「18歳の巣立ち応援事業」を受託しました。

主な事業内容

巣立ちセミナー
高校3年生に向けて、一人暮らしに必要なとなる知識やスキルをセミナー形式で学びます。全6回開催(8月スタート)で、1回参加につき5000円相当の生活必需品を、卒業のときにプレゼントします！

キャリア準備講座
早いうちに就労観や職業観を養い、将来の夢や進路について考えるセミナーです。県内の企業様にご協力頂き、実際の仕事の内容ややりがい、どんな人に向いているかなど直接話をすることができます。

就労体験インターンシップ
県内の企業様にご協力頂き、子どもたちが2～5日間の職業体験を行います。実際に接客や買い出しを体験したり、自分でパンを作ってみたり、とても楽しい研修です！

主な事業内容

居場所事業「さが・こんね」
入所中も退所後も気軽に立ち寄れる居場所。おしゃべりしたり、ご飯を作ったり、みんなが安心して過ごし、困った時には相談にのくれる場所です。

出張居場所事業
県内6施設に月に1回訪問しています。中高一から進路や普段の生活の相談を受けたり、B4Sのプログラムを案内しています。

その他、継続支援計画の作成、個別支援(就労相談、生活相談)、退所後のマンツーマンサポートやイベント開催、啓発活動を行っています。

ボランティア活動と参加条件

自立ナビゲーション(845日主事業)	「自立サポートスタッフ養成講座(全4回)」の受講が必須です
6回所後のマンツーマンサポート	「自立サポートスタッフ養成講座(全4回)」の受講が必須です
「さが・こんね」居場所サポート(6回所後の併走、相談支援)	「自立サポートスタッフ養成講座(全4回)」の受講が必須 希望者の方には見学と体験(1日)および振り廻り相談の上、サポーター認定をします

① 自立ナビ(ボランティアスタッフと退所者がペアを組み、月に1度は顔を合わせて近況報告)や巣立ちプロジェクトポイントプログラム(一人暮らし準備セミナーの参加状況に応じて、退所後に一人暮らしに必要な家電等をプレゼント。家電等については、NPO法人への寄付物品により調達)などを実施。

事業概要

- 自立ナビでは、ボランティアスタッフからの情報提供等により県事業での支援につなげたり、巣立ちプロジェクトポイントプログラムでは、退所に向けたアルバイト等で忙しい状況であっても参加しやすいと評価されている。
- このほか、「さが・こんね」の開放日には、NPO法人のボランティアスタッフが訪れ交流するなど、様々な経歴を持つ大人との交流は、将来の進路選択や自立に向けたよい刺激となっている。

自立ナビのご案内

ブリッジフォースマイルは、皆さんが施設を退所した後も繋がってみたいと思っています！

『自立ナビ』は、これからも皆さんと繋がっていくためのプログラムです。

基本的には月に1回、ペアを組むサポーターさんと会って、

- ・カフェなどで雑談や相談をしたり、
- ・好きな食べ物を一緒に食べに行ったり、
- ・ウィンドウショッピングを一緒にしたり、
- ・趣味のイベントや温泉へ行ったり、
- ・20歳をこえたらお酒を飲みに行ったり、

などなど、皆さんの好みに合わせて色々なことができます。



※毎月1000円の面談補助費がでます。飲食費、交通費、レジャー費など

- ・気になる人は、自立ナビをしているサポーターさんや事務局スタッフに訊いてみましょう！同じ施設の先輩が利用していることもあるので、聞いてみるのもいいかもしれませんよ。
- ・帰ったら職員さんに、こんなプログラムがあるらしいよ、と伝えておいてくださいね。
- ・希望する人は、巣立ち最終回(1月)で申込書を書いていただく予定です。その際、サポーターさんの自己紹介シートを見ながらペアを組みたい人を選んでもらいます！



- ①「児童養護施設卒園者住まい応援プロジェクト」により、進学する児童養護施設卒園者に対して家賃助成を実施してきた。
- ②令和4年7月から児童相談所を設置したことを踏まえ、事業を拡大し、経済的支援と相談支援の両輪で社会的養護経験者の自立を支えるため、経済的安定及び人とのつながりを確保し、18歳以降の自立に向けて切れ目ない支援を行う。

※ふるさと寄附金を活用(令和5年4月3日から募集開始)

事業概要

区内児童養護施設卒園者(区内里親委託解除者)及び区児童相談所で措置し、自立を前提に措置が解除された者を対象に実施

経済的 支 援	(1) 自立時支度金	助成額:20万円(一時金)
	(2) 家賃補助	助成額:家賃相当額の2分の1(ただし、月当たり3万円が上限) 助成期間:東京都の居住費支援利用後2年間 ※東京都などの居住費支援を受けられない場合は、措置解除後最大6年間
	(3) 医療費補助	助成額:年間上限2万4千円(月額2千円相当) 助成期間:措置解除後6年間
相 談 支 援	(1) 自立前施設等訪問事業	希望する児童がいる児童養護施設などを訪問し、信頼関係を築く
	(2) 居場所事業	定期的に集まれる居場所を提供
	(3) なんでも相談	メール等で随時相談の受付 経済的支援の申請・報告書類の作成補助



3-3-1②. 里親支援センターの基準

- ① 令和4年改正児童福祉法において、里親支援事業を行うほか、里親及び里親に養育される児童並びに里親になろうとする者について相談その他の援助を行う施設として里親支援センターが児童福祉施設として位置づけられた。
- ② 一貫した体制で継続的に里親等支援を提供し、包括的に里親支援を行うための施設として里親支援センターを設置することにより、家庭養育を推進し児童の養育環境の向上を図る。

支援内容

以下の里親支援事業を**すべて実施**するものとする。

- ①里親制度等普及促進・リクルート業務
 - ②里親研修・トレーニング等業務
 - ③里親委託推進等業務
 - ④里親訪問等支援業務
 - ⑤里親等委託児童自立支援業務
- ※特別養子縁組にかかる支援は対象外

支援対象者

- ①里親、小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム)に従事する者
- ②里子とファミリーホームで養育される児童
- ③里親になろうとする者

設備基準

事務室、相談室等の里親等支援対象者が訪問できる設備、その他事業を実施するために必要な設備を備える

運営基準

他の児童福祉施設と同様に、業務の質に関する**第三者評価**及び**関係機関との連携**を行う義務がある

職員配置

登録里親家庭**60世帯以下**の里親支援センターは、以下の職員を1人ずつ**最低4人を配置**(以降、**20世帯に対し里親等支援員を1人配置**)

配置職員	配置人数	備考
里親支援センターの長	1人	専任
里親等支援員	1人	専任
里親トレーナー	1人	専任
里親リクルーター	1人	専任

任用要件

<里親支援センターの長>

以下のいずれかに該当し、かつ、里親支援事業の業務の十分な経験を有し、里親支援センターを適切に運営する能力を有する者

ア 児童福祉司の任用資格に該当する者(こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者を含む。)

イ 里親として、又は児童福祉施設においてこどもの養育に5年以上従事した者、かつ、里親制度等への理解及びソーシャルワークの視点を有する者

ウ 都道府県知事(指定都市及び児童相談所設置市の長を含む。以下同じ。)がア、イに該当する者と同等以上の能力を有すると認めた者

※里親等支援員、里親トレーナー、里親リクルーターは、上記ア～ウと同様

3-3-2①. 高等学校等を卒業した児童の進路に関する調査

目的	兵庫県、神戸市内の児童養護施設において、高等学校等を卒業した児童の進路保障に関して、進路決定のプロセス、進路の状況、アフターケア等の実態について調査分析し、児童養護施設のリービングケア、アフターケアの在り方、児童が社会的に自立するために必要な施策、民間団体による助成制度の効果などについての基礎的なデータを収集する。
実施主体	一般社団法人兵庫県児童養護施設連絡協議会、神戸市児童養護施設連盟、関西福祉科学大学遠藤研究グループ ※オブザーバー 兵庫県、神戸市、公益財団法人神戸やまぶき財団
調査対象	2018年度（2019年3月卒業）～2022年度（2023年3月卒業）に高等学校を卒業した児童 ※施設職員が回答
調査内容	児童の生育歴等、中学時代、高校時代、進路選択、高校卒業後の状況、アフターケアの頻度、アフターケアの内容等
経過	第1回 令和5年7月25日（火）10:00～11:30 神戸真生塾（神戸市） 第2回 令和5年9月12日（火）9:30～10:30 三光塾（西宮市） 第3回 令和5年12月 予定

3-3-2①. わっぱの会(愛知県名古屋市)の取組

経済的理由や家庭環境によって進学/就学をあきらめざるを得ない若者に、住居と生活支援をセットで提供

- ① 少しでも経済的な負担を減らすために低廉な家賃で住居提供
通常の民間住宅で必要となる入居時一時金(敷金礼金、家賃保証会社契約料)は不要。
- ② 専任の世話人がひとり暮らしのために必要なサポート
役所・銀行・学校などの諸手続き、ゴミ出し・家事スキル習得、お金の管理支援 等
- ③ 就学を継続するためのサポート
アルバイトについての相談、利用できる制度(奨学金制度など)の活用、日々の悩み・困りごとの相談、通院の同行 等

アシェル八事の概要

寮 費	月額 35,000円(水道光熱費、共益費、Wi-Fi利用料含む)
入居資格	<ul style="list-style-type: none">・女子学生であること(入学予定の女子)。・18歳以上の大学、短大、専門学校、大学院に入学する人。または在學生。・アシェル八事の各種規約を遵守できる者・共同生活をするうえでの活動にも積極的に参加できる者・周辺住民の方に挨拶し、周囲に迷惑をかけないゴミ出し・掃除など社会規範に則った生活ができる者・地域行事、自治会行事への参加に努める者
入居期間	2022年4月以降、入居可能日から1年間。年次ごとに契約更新ができます。卒業まで継続することができます。



3-3-3①. 児童養護施設への職親の会の見学会の開催

日	時	令和5年6月21日（水）13時～
場	所	アメニティホーム広畑学園（姫路市広畑区蒲田383-4）
内	容	①開会あいさつ（企業代表） ②施設紹介（施設長（広畑学園）） ③施設見学（グループに分かれて見学） ④意見交換 ⑤行政説明（県児童課） ⑥閉会
参	加	者 ・ 播磨地域の中小企業を中心に参加 ・ 全県の施設の施設長、自立支援担当職員、児童養護連絡協議会事務局職員も参加 ・ 県児童課
主	な	感 想 ・ 仕事の選択肢の1つとして考えられるような話しができるのはどうか。 ・ 高校生の時からのアルバイト経験をつくるべき。短期アルバイト。 ・ 部活動のような形で外部の人が社会勉強を協力して教えてはどうか。 ・ 企業とのふれあいで児童の不安をやわらげられれば。 ・ 仕事体験、食事会でお互いを知る。 ・ 施設近隣の企業の多業種交流会の実施。 ・ 子ども食堂のような取組。 ・ 行政を巻き込みながらが一番良い。

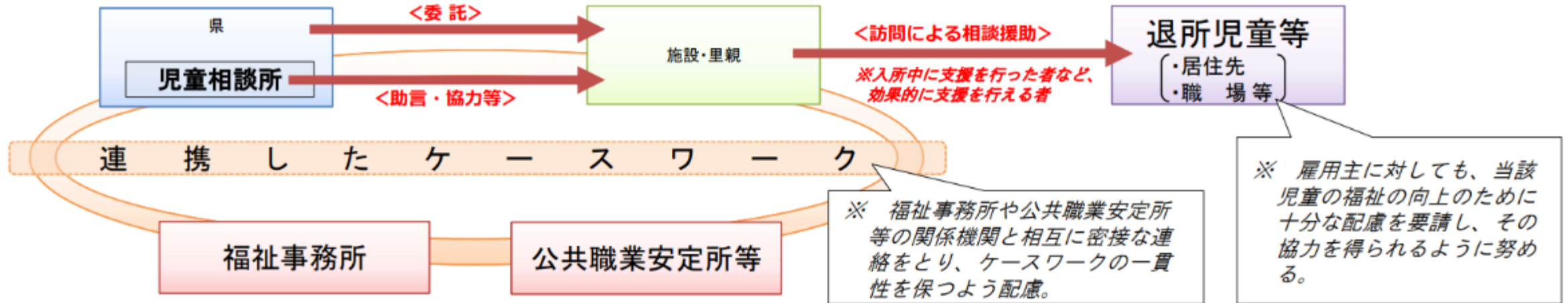
- ① 施設入所者の約7割の最終学歴は高校卒で、退所後、就職した者の約半数は1年以内に転職又は退職を経験している。
- ② 保護者がいない又は保護者からの養育拒否により生活基盤が脆弱なため、やむなく離職や中途退学となるケースが多く、社会的自立に向けた支援が必要となる。

事業概要

施設又は里親と県との間で委託契約を締結し、児童の居住先や職場等を訪問して仕事や生活のアドバイスをするなどの相談援助を行ってもらい、その際にかかる交通費・宿泊費を負担する。

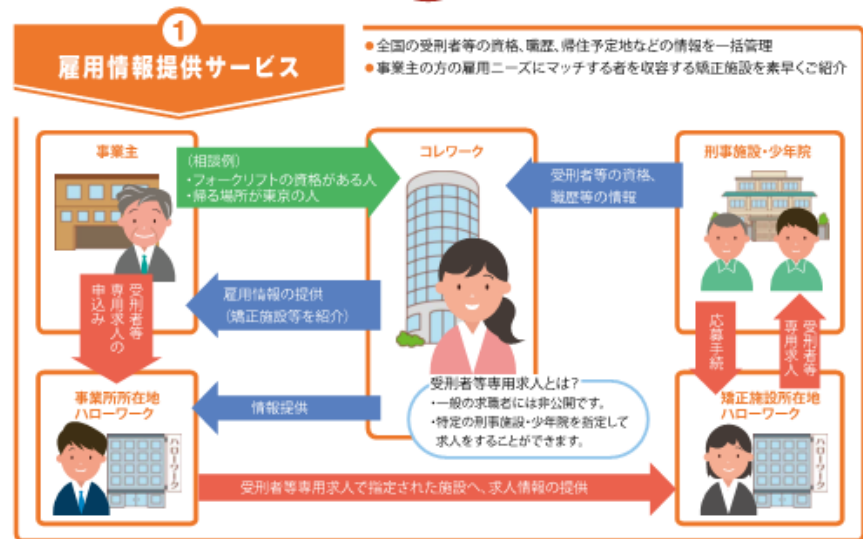
対象児童	児童福祉施設(保育及び障害福祉に関する施設を除く)を退所した児童又は里親やファミリーホームへの委託が解除された児童
委託契約額	距離×37円×支援実施回数、公共交通機関の料金×支援実施回数

<事業イメージ>



コレワークは、刑務所出所者等の雇用を検討されている事業主の方に採用のためのお手伝いをさせていただきます！

コレワークの3つのサービス



その他の支援サービス

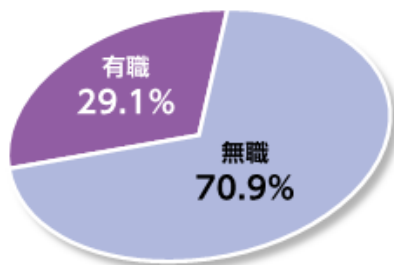
- **雇用支援セミナー**
刑務所出所者等の雇用にご関心をお持ちの事業主や関連団体の方々に、雇用に関する手続や各種支援制度に関する説明会を実施
- **個別相談会**
刑務所出所者等の雇用に関する不安や疑問等に、刑務所出所者等の雇用経験が豊富な事業主の方が個別に相談対応



再犯防止と仕事の関係

再犯をして刑事施設に戻った人の多くが、仕事をしていませんでした。

(平成31年・令和元年矯正統計年報による。)



刑務所出所者等^{〔刑務所出所者、少年院出所者等〕}の雇用

再犯の防止
犯罪被害の減少

安全・安心な社会へ

再犯防止には
仕事が大切だね!



就労に向けた刑事施設・少年院の取組

- **職業訓練等**
刑事施設・少年院では、職業上有用な知識や技能を習得させているほか、免許・資格(介護職員初任者研修、大型特殊自動車運転免許、溶接技能者、電気工事士等)が取得できる職業訓練・職業指導を実施しています。
- **就労に向けた指導・支援**
刑事施設・少年院では、犯罪や非行の責任を自覚させ、健康な心身を増やし、社会生活に適応するのに必要な知識及び生活態度を習得させるための指導や、学校教育の内容に準じた教育を行っており、社会復帰後の就労につなげることを目指した指導・支援を実施しています。



Message

「過去は変えられないが、自分と未来は変えられる。」と受刑者に告げて採用した。彼らを受け入れてくれた店舗のスタッフがやさしくなり、店舗は活気に満ち溢れている。反省は一人でも出来るが更生は一人ではできない。私達も共に学び、共に育っているのだ。成功例ばかりではないが、受刑者が更生する姿に感動し、社長としてこんなやりがいや生きがいのある取組はない。

下町ホールディングス株式会社
代表取締役会長
中井 政嗣



雇用の手順や手続き

窓口 …保護観察所 …矯正施設 …コレワーク …ハローワーク …法務少年支援センター



協力雇用主とは…?

犯罪や非行をした人(刑務所出所者等)の自立及び社会復帰に協力することを目的として、犯罪や非行をした人を雇用し、又は雇用しようとする事業主の方々です。

再犯防止を支える協力雇用主

犯罪や非行をした人は、再び地域に帰ってきます。

これらの人が再犯や再非行に至らないためには、仕事に就き、職場に定着して、責任ある社会生活を送ることが重要です。

刑務所再入所者の約7割は再犯時に無職です。これらの人への就労支援を効果的に実施し、再犯や再非行を防止するためには、協力雇用主の方々の存在が不可欠です。

▶ 再犯をして刑務所に戻った人の多くが、仕事をしていませんでした



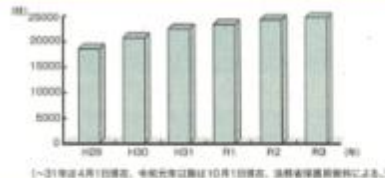
協力雇用主の現状

現在、全国に約24,000の協力雇用主がいらっしゃいますが、実際に犯罪や非行をした人を雇用してくださっている事業主は、そのうちの約1,400にとどまっています。

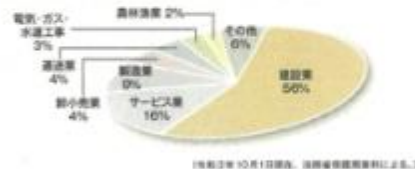
また、建設業、サービス業、製造業が全体の8割を占めるとともに、従業員規模100人未満の事業主が全体の8割を占めています。

犯罪や非行をした人の円滑な社会復帰・職場定着のためには、事業主の方々との適切なマッチングが重要です。そのため、幅広い業種の事業主の方々にご登録いただきたいと考えています。

▶ 協力雇用主への登録は、年々増えています!



▶ 様々な業種の事業主の登録をお願いしています!



地域に密着した多くの事業主の方々のご理解とご協力を!是非、協力雇用主としてご登録ください!



協力雇用主の意義は分かったけど、実際に雇うことには、やっぱり不安があるなあ…



そんな協力雇用主の方々の不安を軽くするために、国の支援制度があります!

刑務所出所者等就労奨励金制度 (賃金に適用していただく協力雇用主が、国より年間約10万円を支援します。)

就労・職場定着奨励金 刑務所出所者等を雇用した場合、最長6か月間、月額最大8万円をお支払いします。(被雇用者が18・19歳の場合は、最大6万円加算します。) ※ 刑務所出所者等に対して、就労継続に必要な技能や生活習慣等を習得させるための指導や助成等を実施していた場合、保護観察所によるその状況の報告を行っていただきます。	就労継続奨励金 刑務所出所者等を雇用してから6か月経過後、3か月ごとに2回、最大12万円をお支払いします。 ※ 刑務所出所者等に対して、就労継続に必要な技能や生活習慣等を習得させるための指導や助成等を実施していた場合、保護観察所によるその状況の報告を行っていただきます。	身元保証制度 身元保証人を確保できない刑務所出所者等を雇用した日から最長1年間、刑務所出所者等により行った損害のうち、一定の条件を満たすものについて、損害ごとの上限額の範囲内で見舞金をお支払いします。 ※ 労働保険に加入していることが条件となります。
最大48万円	最大24万円	最大200万円

トライアル雇用制度 刑務所出所者等を試行的に雇用した場合、最長3か月間、月額4万円をお支払いします。 ※ 事前にトライアル雇用状をハローワークに登録していただくとともに、雇用保険に加入していることが条件となります。	職場体験講習 刑務所出所者等に実際の職場環境や業務を体験させていただいた場合、講習委託費をお支払いします。 ※ 社会保険に加入していることが条件となります。	事業所見学会 刑務所出所者等に実際の職場や社員等を見学させることにより、就労への意欲を引き出します。
最大12万円	最大2万4,000円	

公共調達における雇用実績の評価
 法務省発注の矯正施設に係る工事の一部の競争入札において、刑務所出所者等の雇用実績を評価する総合評価優礼方式を採用しています。詳細は法務省ホームページをご覧ください。
https://www.moj.go.jp/hogo1/soumu/hoge02_00045.html

実際の雇用に当たっては、保護観察所が全面的にバックアップします。

協力雇用主としてのやりがい

(有)野口石油 代表取締役社長 野口 義弘 さん



野口石油は、一人ひとりの情状を評価しています。人は誰でも必ず一つは良いところを持っている、それをお互いに認め引き出す職場にしています。それは保護観察少年を雇ってからです。保護司である妻が担当していた19歳のK君でした。無免許運転、窃盗、シンナーにも手を染め、家出を繰り返し、両親はいるが相談相手もなく、非行を重ねていました。本当は申し分ないで心のやさしい少年でした。劣等感が強く、自信の持てないK君に、当社の売り商品である「ポリマー洗車」の責任者に抜擢したところ見事に応えてくれ、私に感謝の言葉を伝えてくれました。それからは、保護観察所、警察、児童相談所等から相談があれは全て受け入れ、社員30名の半数は彼らで、皆揃っています。新しいガソリンスタンドを建てますが、彼らのお陰で人手不足を経験したことなく、稼働を助けてもらっています。この体験から私は、福岡県連合雇用主会長(就労支援事業者連絡協議会)に就任して会員の方々と連携し、更生保護事業の発展にも努めています。

3-3-5①. 身元保証人確保対策事業

1. 事業内容

児童養護施設等を退所する子どもや女性が就職したり、アパート等を賃借する際に、施設長等が身元保証人となる場合の損害保険契約の保険料に対して補助を行う。

○対象施設等…児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、里親、ファミリーホーム、児童相談所一時保護所（一時保護委託含む）、自立援助ホーム、母子生活支援施設

○対象者…上記施設等を退所（措置解除）する子どもや女性で、就職やアパート等を賃借する際に、身元保証人を確保できない者

○対象となる…①施設長（②～⑤を除く）、②里親：里親又は児童相談所長、③ファミリーホーム：養育者又は児童相談所長、④自立援助ホーム：設置（経営）主体の代表者又は児童相談所長、⑤児童相談所一時保護所（児童）：所長

2. 補助単価 就職 [10,560円/1人]、アパート等賃借 [19,152円/1人]、大学等入学 [10,560円/1人]、入院 [2,400円/1人]

○保証範囲…①就職：被保証人が雇用主のためにその業務を遂行するにあたり又は自己の職務上の地位を利用して雇用主またはその他の者に損害を与えた結果、又は被保険者が入院に関し、医療費の滞納など、医療機関に損害を与えた結果、身元保証人が被った損害に対する保証

②アパート等賃借：被保証人との間で締結された賃貸借契約に基づき、貸主に対して負担する債務のうち、家賃・原状回復費用等が履行されないことにより連帯保証人が被った損害に対する保証

③大学等入学：被保証人が大学などの教育機関における就学に関し、学費の滞納など教育機関に損害を与えた結果、又は被保険者が入院に関し、医療費の滞納など、医療機関に損害を与えた結果、身元保証人が被った損害に対する保証

○保証限度額…①就職：200万円、②アパート等賃借：120万円、③大学等入学：200万円

3. 実施主体 都道府県、市及び福祉事務所設置町村 運営主体 全国社会福祉協議会

4. 補助根拠 予算補助 ※児童虐待・DV対策等総合支援事業

5. 補助率 国1/2（都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市1/2） ※母子生活支援施設について、一般市及び福祉事務所設置町村が措置した場合は、 国1/2、都道府県1/4、一般市及び福祉事務所設置町村1/4

3-3-5②. 児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業

1 事業の目的

- 児童養護施設退所者等が住居や生活費など安定した生活基盤を確保することが困難な場合等において、家賃相当額の貸付や生活費の貸付、資格取得費用の貸付を行うことにより、これらの者の円滑な自立を支援する。
- 経済的に厳しい状況にあり、医療機関を受診できない児童養護施設退所者等を支援するため、疾病等により医療機関を受診する場合に生活費の貸付金額を増額する。

2 事業の概要・スキーム

(1) 就職者

- ① 就職により児童養護施設等を退所した者等であって、保護者がいない又は保護者からの養育拒否等により、住居や生活費など安定した生活基盤の確保が困難又はそれが見込まれる者

【家賃支援費貸付】貸付額：家賃相当額（生活保護制度における当該地域の住宅扶助額を上限）、貸付期間：2年間

- ② 就職により児童養護施設等を退所した者等のうち、新型コロナウイルス感染症の影響による内定取消や休業等により収入が減少し、経済的に厳しい状況にある者

【家賃支援費貸付】貸付額：家賃相当額（生活保護制度における当該地域の住宅扶助額を上限）、貸付期間：3年間（求職期間を含む）

【生活支援費貸付】貸付額：月額8万円、貸付期間：12か月間（求職期間を含む）

(2) 進学者

- ① 大学等への進学により児童養護施設等を退所した者等であって保護者がいない又は保護者からの養育拒否等により、住居や生活費など安定した生活基盤の確保が困難又はそれが見込まれる者

【家賃支援費貸付】貸付額：家賃相当額（生活保護制度における当該地域の住宅扶助額を上限）、貸付期間：正規修学年数

【生活支援費貸付】貸付額：月額5万円（医療機関を定期的に受診する場合、貸付期間のうち2年間まではさらに医療費などの実費相当額を追加）【拡充】、

貸付期間：正規修学年数

- ② 大学等への進学により児童養護施設等を退所した者等のうち、新型コロナウイルス感染症の影響によるアルバイト休業等により収入が減少し、経済的に厳しい状況にある者

【家賃支援費貸付】貸付額：家賃相当額（生活保護制度における当該地域の住宅扶助額を上限）、貸付期間：正規修学年数

【生活支援費貸付】貸付額：月額5万円（12か月間までは月額8万円とすることが可能）（医療機関を定期的に受診する場合、貸付期間のうち2年間まではさらに医療費などの実費相当額を追加）【拡充】、

貸付期間：正規修学年数

- (3) 資格取得希望者（児童養護施設等に入所中又は退所した者、里親等に委託中又は委託解除された者）

【資格取得支援費貸付】貸付額：25万円

※ 5年間の就業継続を満たした場合には貸付金は返還免除（資格取得貸付は2年間の就業継続で返還免除）

※ 児童養護施設等の退所又は里親等の委託解除から5年が経過するまでの間、貸付の申請が可能

3 実施主体等

【実施主体】都道府県又は都道府県が適当と認める民間法人

【補助率】定額（国：9/10相当） ※都道府県は、貸付実績に応じて1/10相当を負担